

愛媛県再犯防止推進計画

令和2年2月

愛媛県

はじめに

愛媛県における刑法犯認知件数は、平成15年の約2万7千件をピークに減少を続け、平成30年には8,626件と戦後最少を更新しました。

しかしながら一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、近年、5割をこえる状況にあり、犯罪による被害を防ぎ、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪の未然防止はもとより、犯罪や非行をした人たちに再び罪を繰り返させないための対策が極めて重要となっています。

県におきましては、これまで、刑務所等を出所する高齢者や障がい者の福祉サービスの利用をサポートするなど、罪を犯した人々の立ち直りに向けた各種支援に取り組んできたところですが、平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」を受け、このたび、就労・住居・保健福祉・教育など多様な分野における再犯防止施策を取りまとめた「愛媛県再犯防止推進計画」を新たに策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、国や市町、関係機関・団体等との緊密な連携の下、犯罪や非行をした人たちを孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れ、見守り、支えていくための環境整備に全力を挙げて参りますので、県民の皆様方におかれましては、計画の趣旨を御理解いただき、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました愛媛県再犯防止推進会議の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和2年2月

愛媛県知事 中村 時広



目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	4
3	計画の目標	4
4	計画の位置付け	4
5	計画の支援対象者	4
6	計画の期間	4
7	計画の基本方針及び重点課題	4
第2章	再犯防止をとりまく状況	
	愛媛県における状況等	
1	基礎データ	6
2	各課題の状況	13
第3章	今後取り組んでいく施策	
第1	国・市町・民間団体等との連携強化のための取組	
1	国・市町・民間団体等との連携強化	21
第2	就労・住居の確保のための取組	
1	就労の確保	22
2	住居の確保	25
第3	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	
1	高齢者又は障がいのある人への支援	27
2	薬物依存を有する者への支援	28
第4	非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
1	少年の非行防止等	30
2	学校等と連携した修学支援	31
第5	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援のための取組	
1	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	32
第6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	
1	民間協力者の活動の促進	34
2	広報・啓発活動の推進	36
第4章	計画の推進体制	
1	推進体制	37
2	進行管理	37
	指標について	38
	施策体系	40

【参考資料】

再犯の防止等の推進に関する法律	42
国の再犯防止推進計画の概要	46
刑事司法手続きの流れ図（成人、少年）	47
機関等の説明	49
関係機関等からのコラム	50
用語解説	57
県内支援機関等一覧	60
愛媛県再犯防止推進会議設置要綱、構成機関等名簿	66

1 計画策定の背景

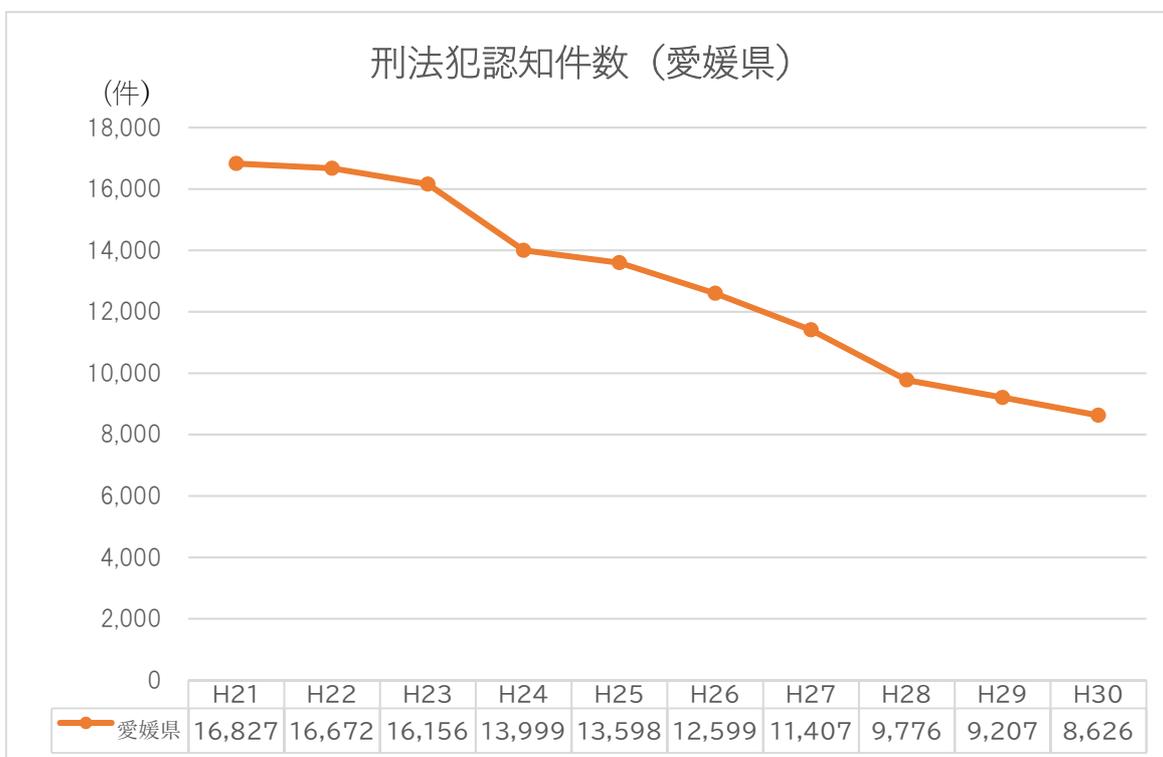
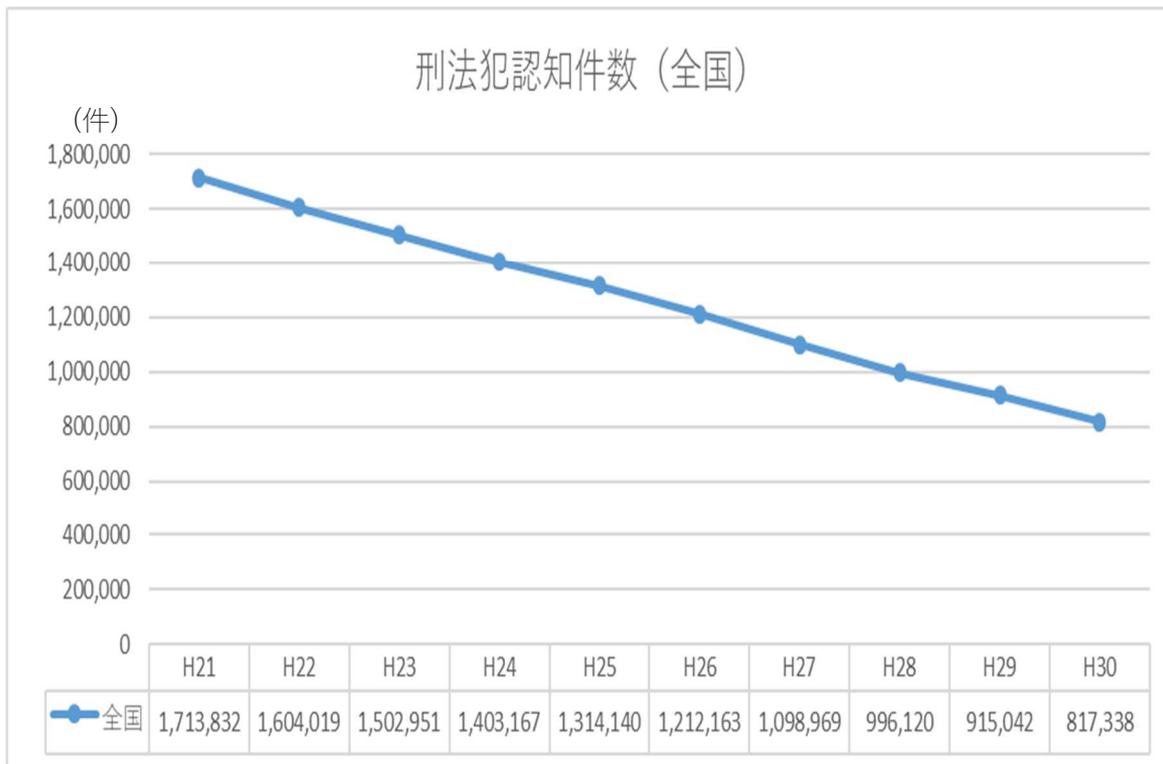
全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに年々減少し、平成30年には817,338件と戦後最少を更新しており、ピーク時の1/3を下回るまで減少していますが、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は平成9年以降年々上昇し、平成30年には48.8%と、現行の統計法を取り入れた昭和47年以降最も高くなっています。

本県においても、刑法犯認知件数は平成15年の約2万7千件をピークに減少の一途で、平成28年には1万件を下回り、平成30年が8,626件と、戦後最少を更新しています。また、検挙人員についても、平成21年の3,645人から平成30年には約34%減の2,401人と大きく減少していますが、再犯者率については、平成29年が52.3%、平成30年が51.2%と、年によってばらつきはあるものの、ここ数年、一貫して5割を超えており、全国の再犯者率よりも高い状況が続いています。

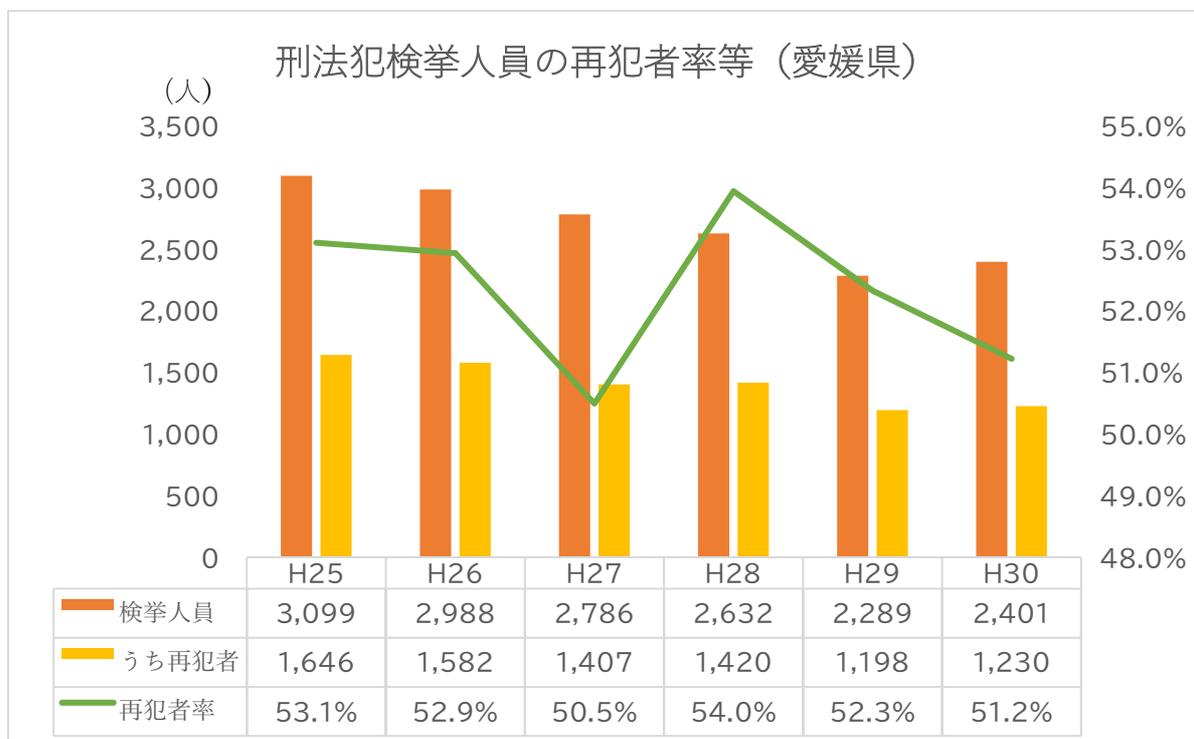
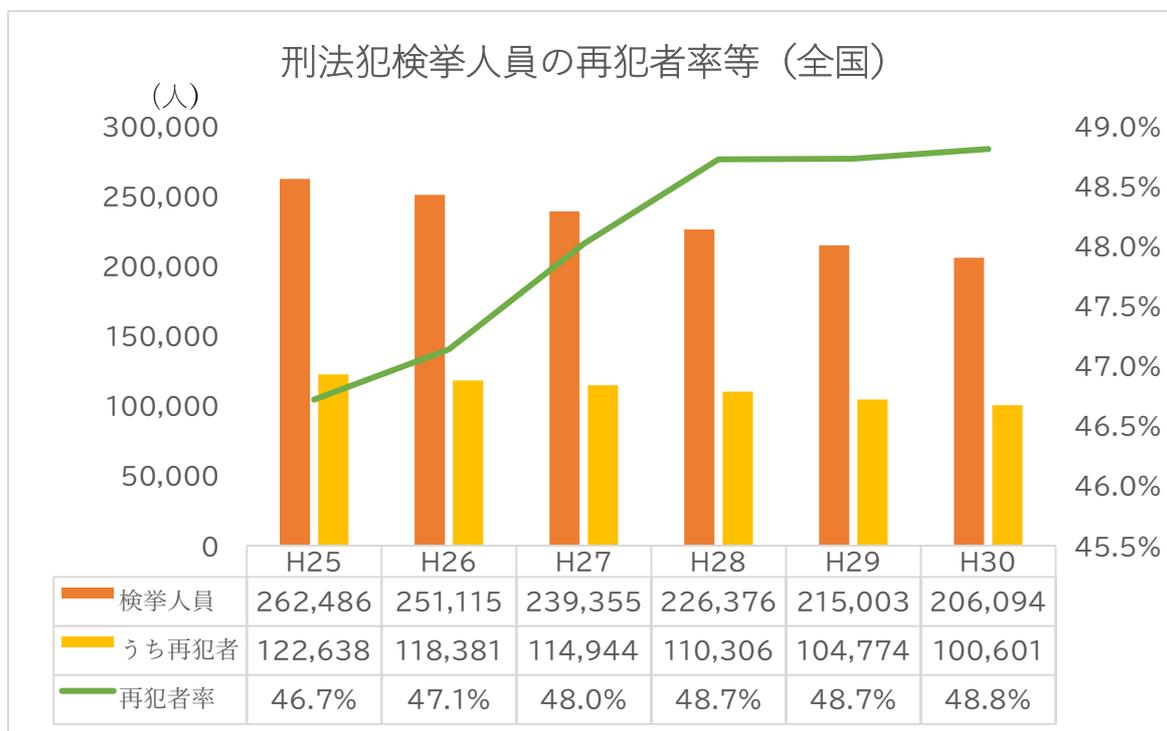
また、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が成立・施行された背景には、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう）若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、住居や就労先を確保できないまま出所する者や、貧困、孤独、疾病、嗜癖、障がい、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱えた者が、十分な支援を受けることができず、再び犯罪等を行ってしまうという実態があります。犯罪をした者等の立ち直りを支援する更生保護や再犯防止施策は、国の刑事政策の一環として行われていますが、犯罪をした者等が、地域において円滑に社会復帰する上で必要な支援を受けられるよう、国、県、市町、民間団体等が一丸となった取組が求められています。

こうした状況を受けて、本県においても、県民誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、関係機関・団体等と協働しながら、再犯防止の取組を推進していく必要があります。

刑法犯認知件数のグラフ（全国と愛媛県）



刑法犯検挙人員、再犯者数及び再犯者率のグラフ（全国と愛媛県）



2 計画策定の趣旨

再犯防止推進法や、平成 29 年 12 月に閣議決定された国の再犯防止推進計画（以下「国計画」という。）の内容を勘案し、国との適切な役割分担のもと、本県の状況に応じた再犯防止施策の実施に向け、基本的な方向性や具体的な取組等を定め、総合的かつ計画的に進めていくため、本計画を策定します。

3 計画の目標

平成 27 年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)にうたわれている「誰一人取り残さない」社会の理念に合致する国際社会が目指す方向に沿って、犯罪や非行をした人たちが、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりとともに、円滑に社会復帰できるよう支援することを通じて、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

4 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画として、再犯防止推進法や国計画を勘案して策定するものです。

また、令和元年 5 月に策定した第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン～第 3 期アクションプログラム編～」の施策 3 3（犯罪の起きにくい社会づくり）における「犯罪や非行の繰返しを防ぐための体制の構築」等を推進するための部門別計画でもあります。

このほか、この計画における取組には、再犯防止を目的にしているもののほか、犯罪をした者等か否かに関わらず、県民に対し提供してきた既存の各種行政サービス等で、再犯の防止に資する取組もあることから、県が策定する保健医療・福祉サービス等に係る各計画と整合及び連携を図り、策定するものです。

5 計画の支援対象者

再犯防止推進法第 2 条第 1 項に規定する犯罪をした者等において、再犯防止推進法制定時の国会附帯決議を尊重し「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者」で支援を必要とする者を対象とします。

6 計画の期間

令和 2 年度（2020 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 4 年間とします。

7 計画の基本方針及び重点課題

(1) 基本方針

国計画に掲げられている 5 つの基本方針と 7 つの重点課題を勘案し、県民の理解と協力を得つつ、本県の状況に応じて、犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく、必要な支援等に円滑につながり、再び犯罪等に陥ることを防止するための息の長い取組を実施し、もって、県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、次の重点課題に取り組みます。

(2) 重点課題

- ①国・市町・民間団体等との連携強化等
- ②就労・住居の確保等
- ③保健医療・福祉サービス利用の促進等
- ④非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑥民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

(参考) 国計画から

【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【7つの重点課題】

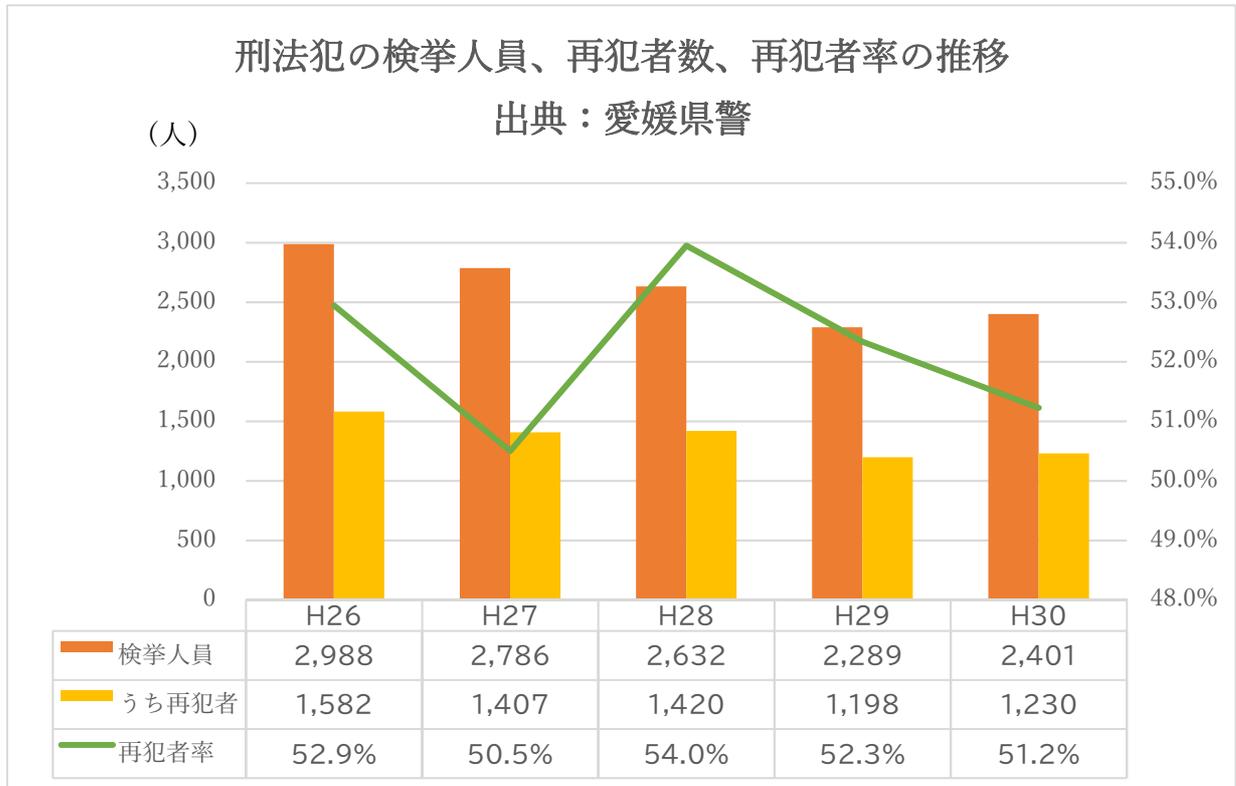
- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥地方公共団体との連携強化等
- ⑦関係機関の人的・物的体制の整備等

第2章

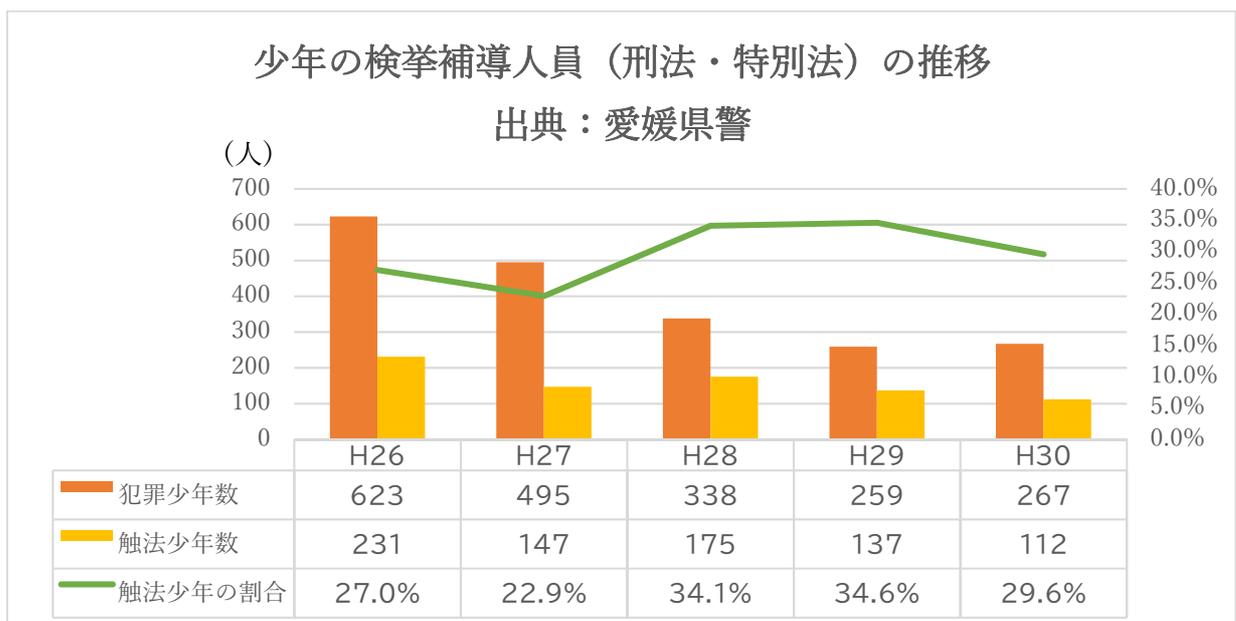
再犯防止をとりまく状況

愛媛県における状況等

1 基礎データ



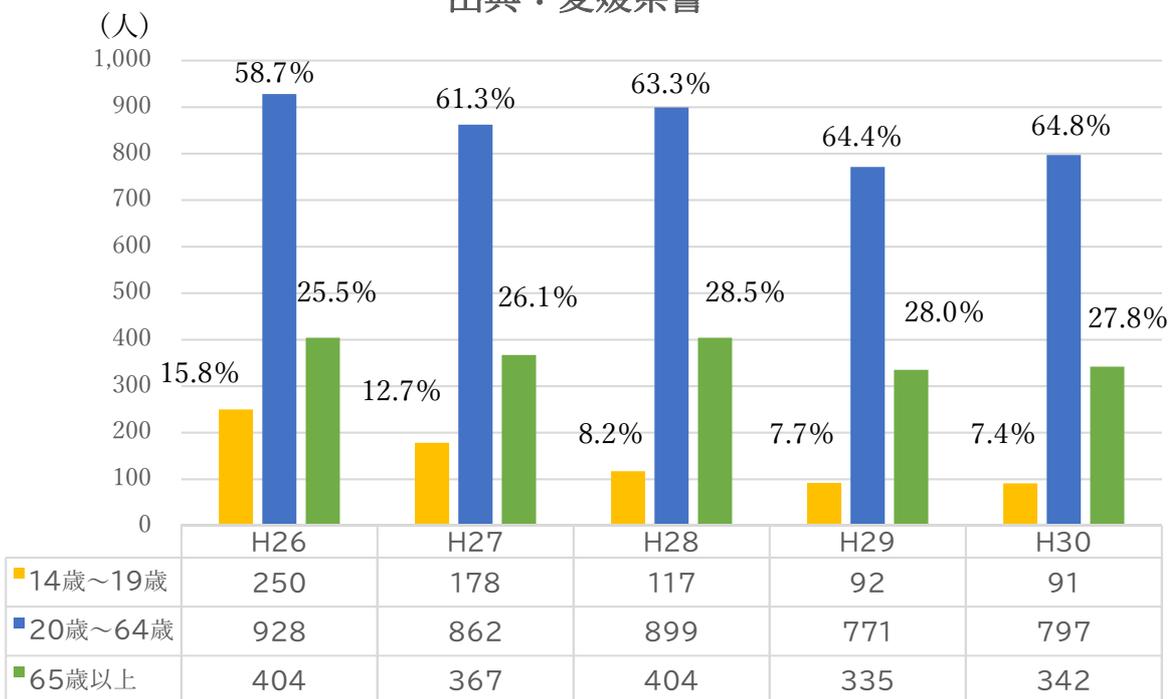
●検挙人員及び再犯者数は減少傾向にあるが、再犯者率は全国数値（H30年：48.8%）よりも高く、半数を超えている。



●検挙補導人員は大きく減少しているが、低年齢層である触法少年の占める割合は全国数値（H30年：21.4%）よりも高い状態にある。

検挙人員中の再犯者（刑法犯）の年齢構成別人員

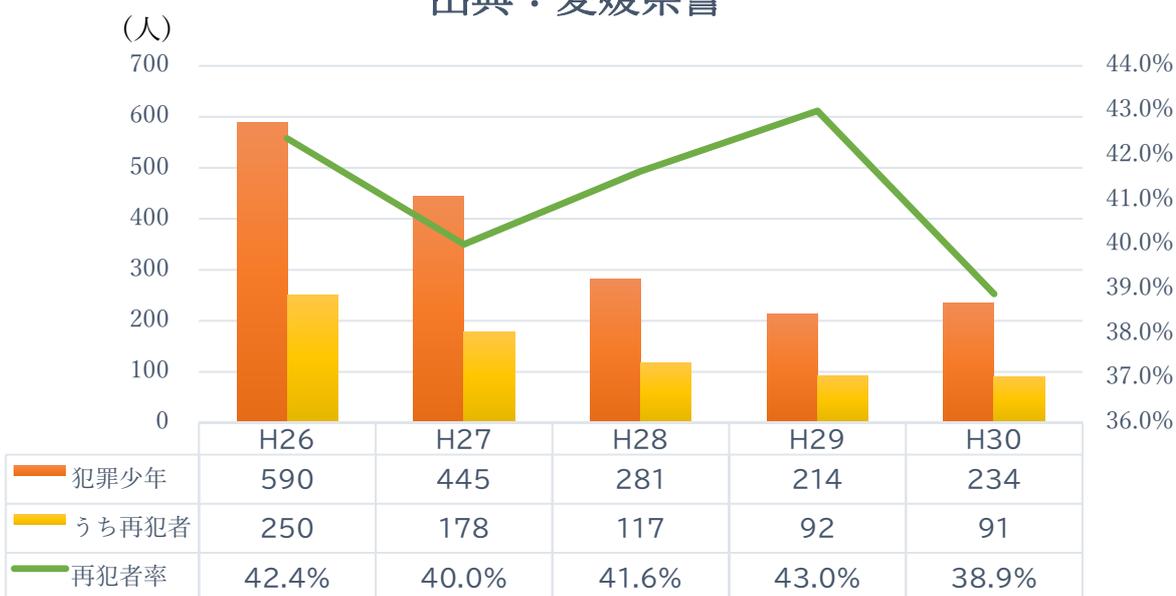
出典：愛媛県警



- 未成年者は人員及び割合とも大きく減少している。65歳以上の高齢者は一定の割合を占めている。

犯罪少年（刑法）の再犯者数及び再犯者率

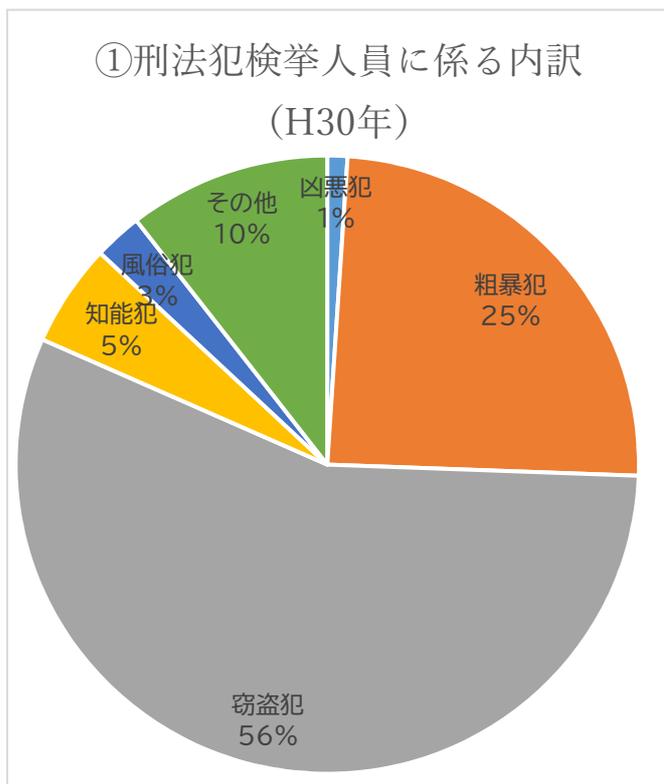
出典：愛媛県警



- 人数は大きく減少しているが、再犯者率は全国数値（H30年：35.5%）よりも高い状態で推移している。

罪種別の内訳（出典：愛媛県警）

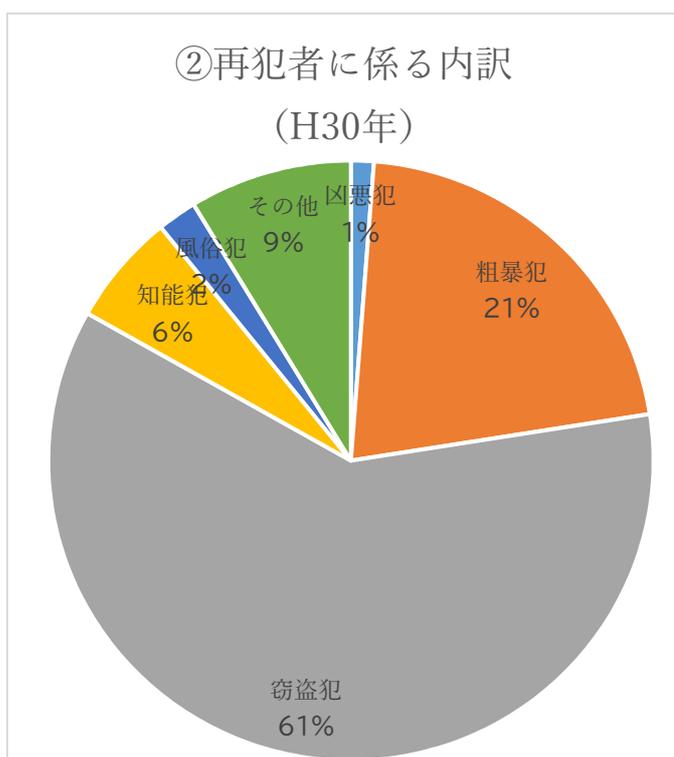
①刑法犯検挙人員、②再犯者、③再犯高齢者、④再犯少年



刑法犯検挙人員の罪種別内訳

	H30年(単位:人)	構成比
凶悪犯	25	1%
粗暴犯	589	25%
窃盗犯	1,346	56%
知能犯	129	5%
風俗犯	60	3%
その他	252	10%
計	2,401	100%

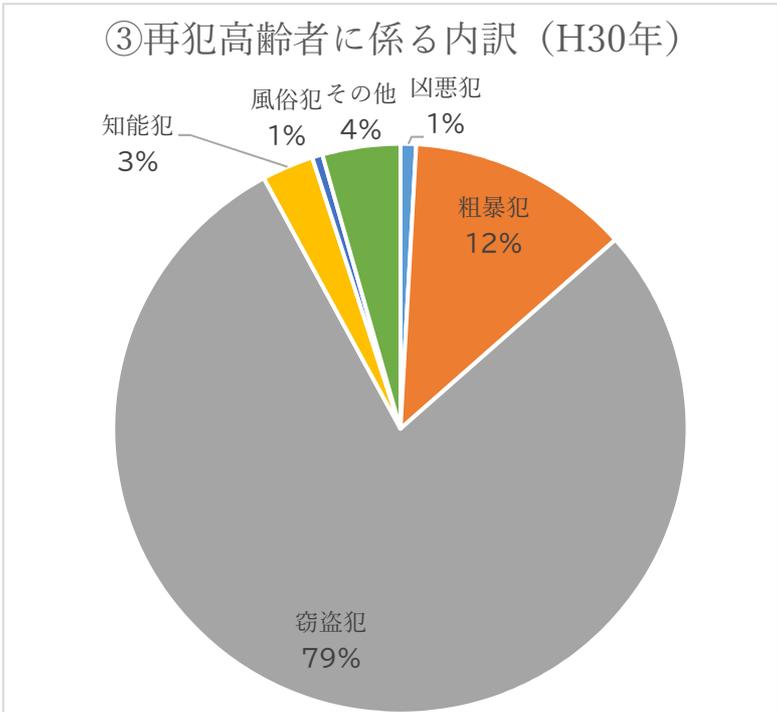
●窃盗の割合が一番多く 56%を占めている。次いで、粗暴が 25%を占めており、窃盗と粗暴で 8割を占めている。



再犯者の罪種別内訳

	H30年(単位:人)	構成比
凶悪犯	15	1%
粗暴犯	262	21%
窃盗犯	746	61%
知能犯	74	6%
風俗犯	26	2%
その他	107	9%
計	1,230	100%

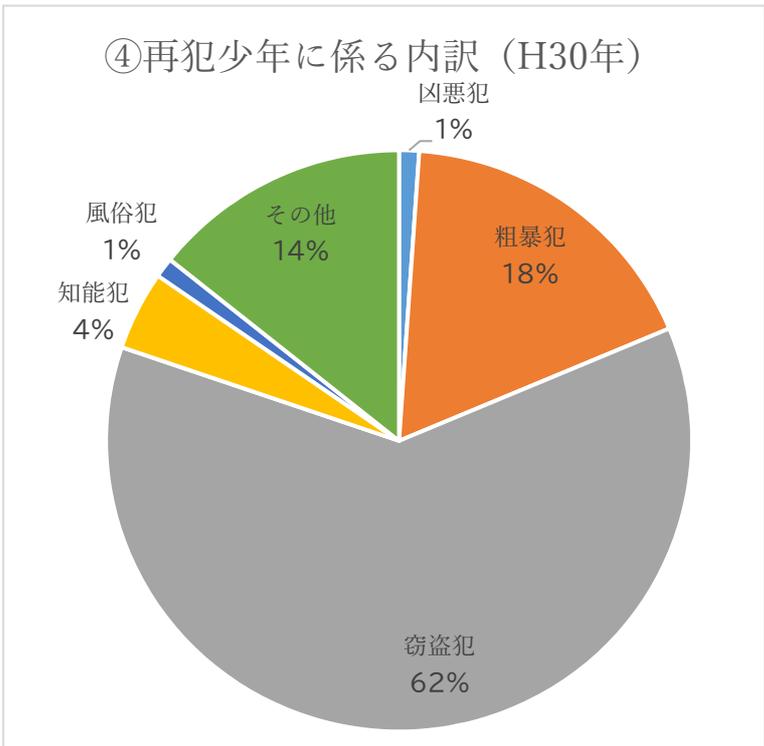
●窃盗の割合が増え 61%を占めている。



再犯者のうち65歳以上の罪種別内訳

	H30年(単位:人)	構成比
凶悪犯	3	1%
粗暴犯	43	12%
窃盗犯	269	79%
知能犯	10	3%
風俗犯	2	1%
その他	15	4%
計	342	100%

●窃盗の割合が圧倒的に多く 79%を占めている。

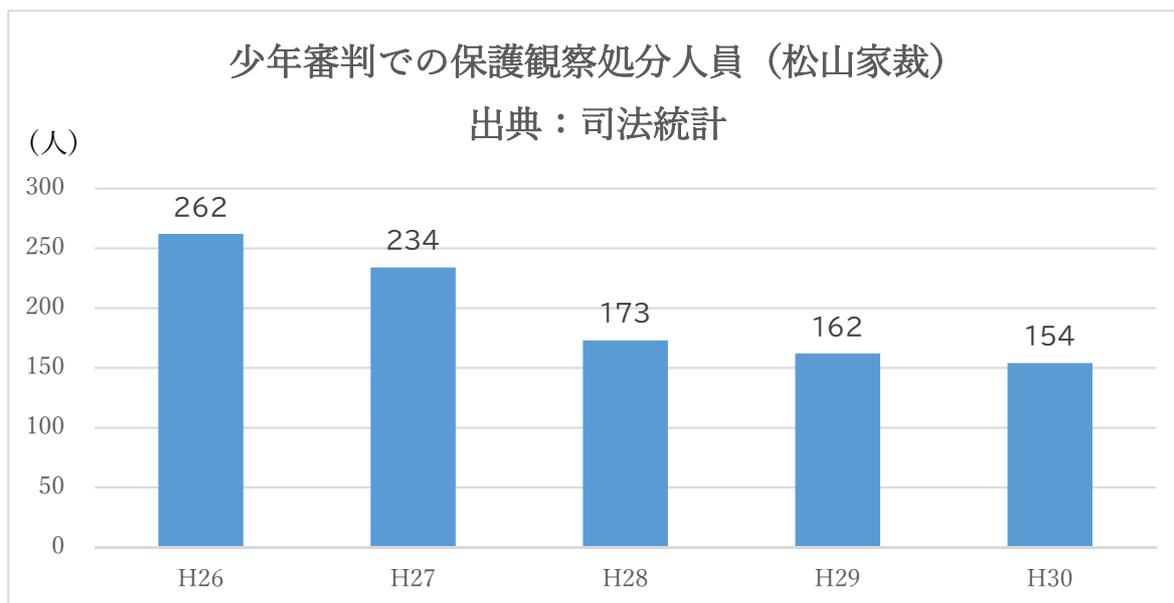


再犯者のうち14歳～19歳の罪種別内訳

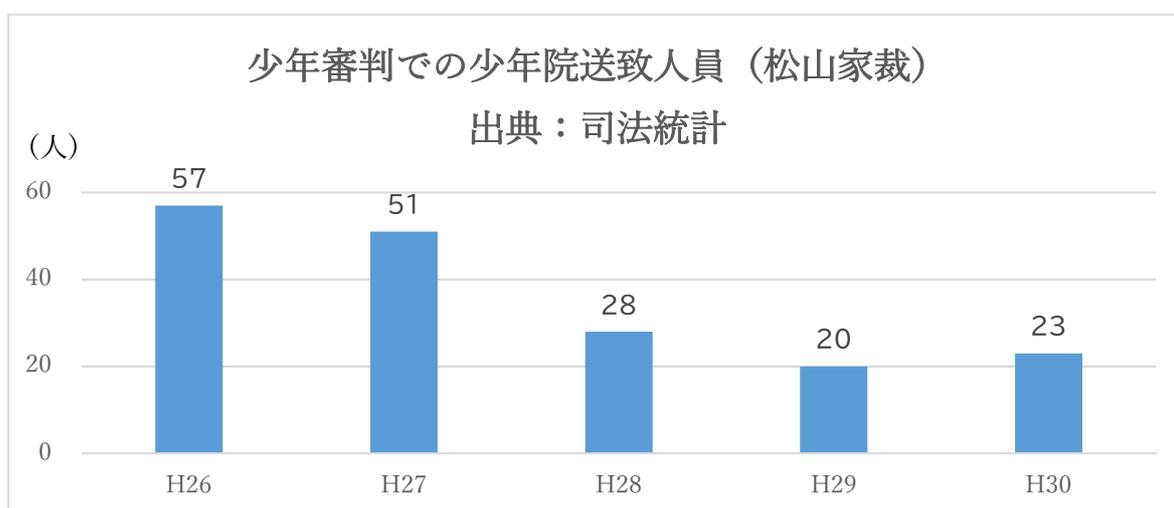
	H30年(単位:人)	構成比
凶悪犯	1	1%
粗暴犯	16	18%
窃盗犯	56	62%
知能犯	4	4%
風俗犯	1	1%
その他	13	14%
計	91	100%

●窃盗の割合が一番多く 62%を占めるが、その他（占有離脱物横領、器物損壊など）の割合も多い。

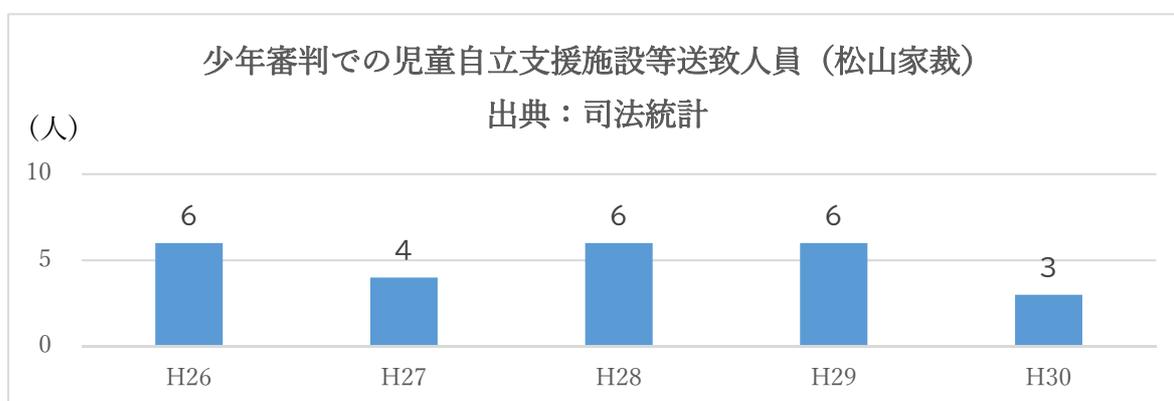
保護観察者の状況



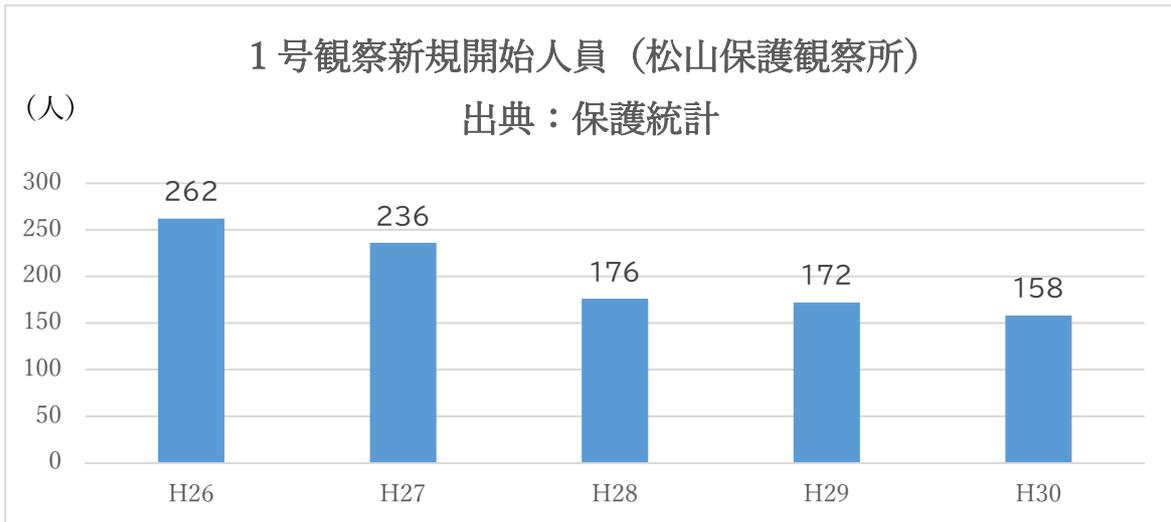
- 少年の保護観察処分は H28 年に大きく減少後、年々減少傾向にある。



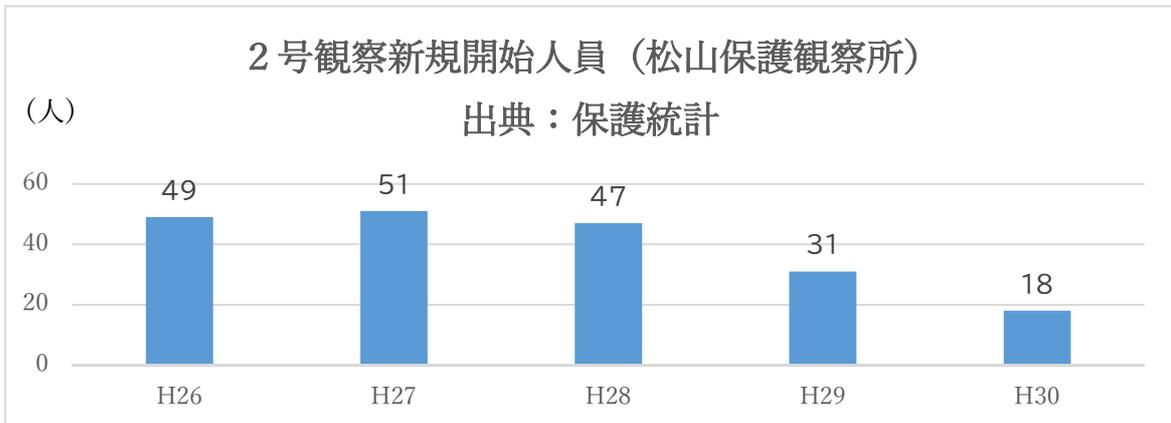
- 少年院送致人員は H28 年に大きく減少後、横ばいである。



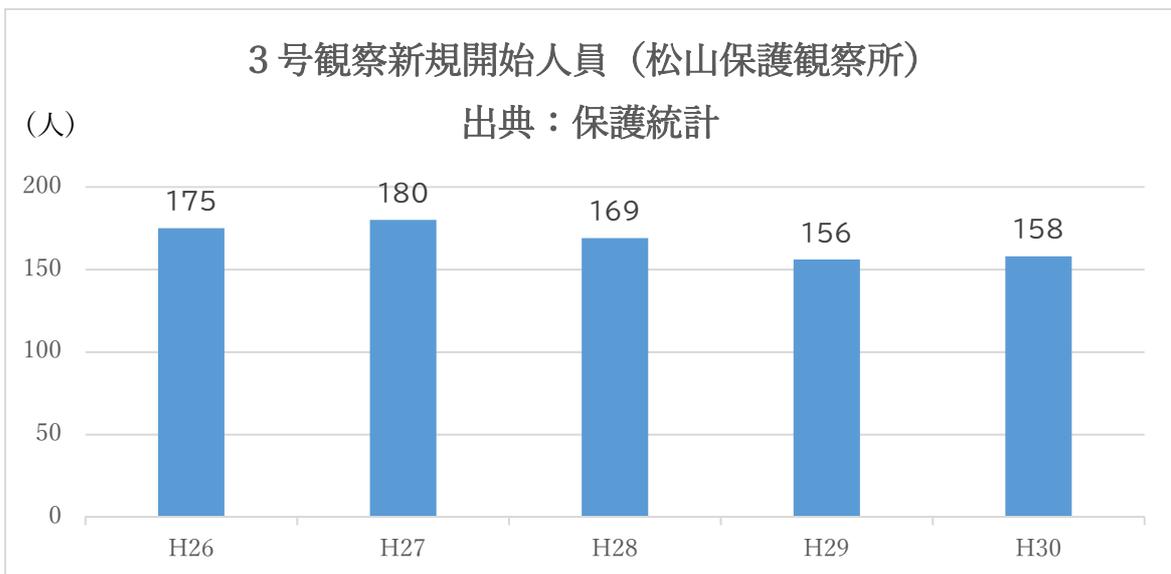
- 児童自立支援施設等送致数は、低い数値で推移している。



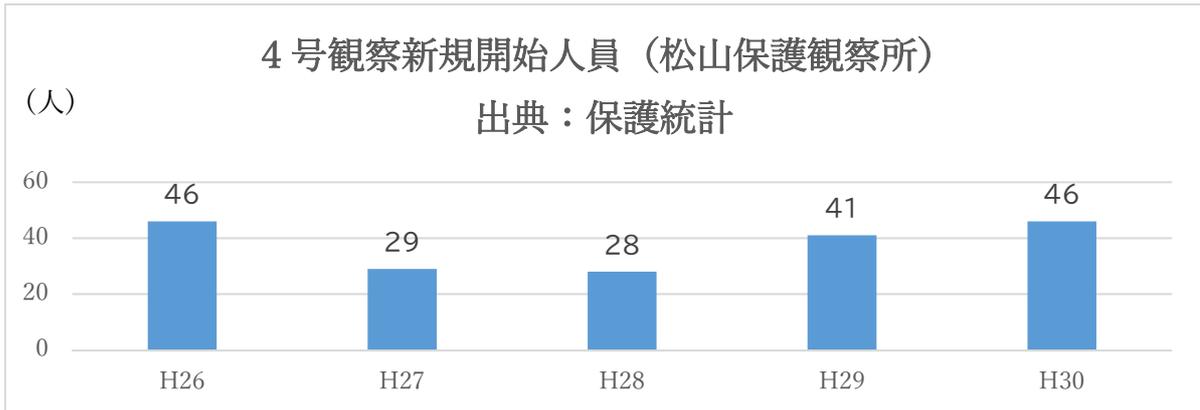
● 1号観察（保護処分審判少年）は、年々減少傾向にある。



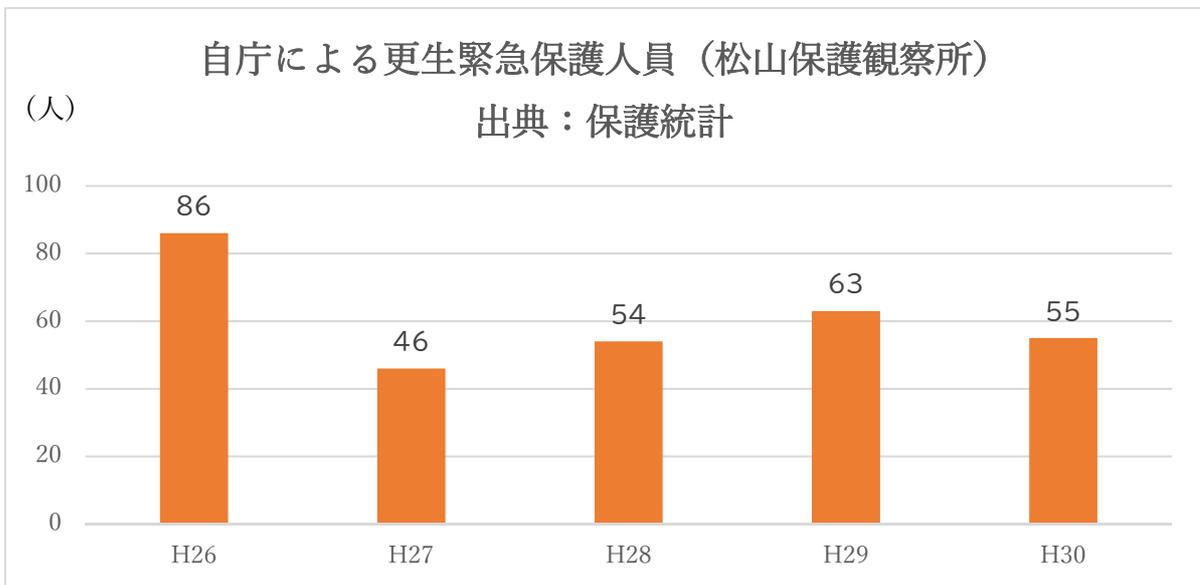
● 2号観察（少年院仮退院者）は、大きく減少している。



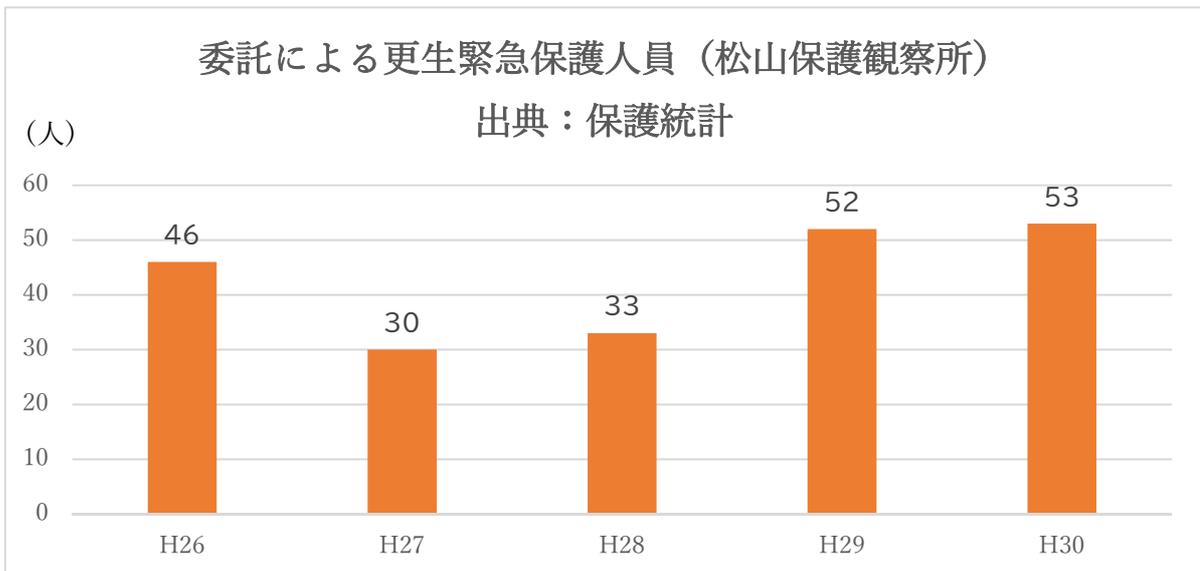
● 3号観察（仮釈放者）は、ほぼ横ばいで減少傾向にある。



● 4号観察（執行猶予者）はH27年に大きく減少したが、再度、増加している。



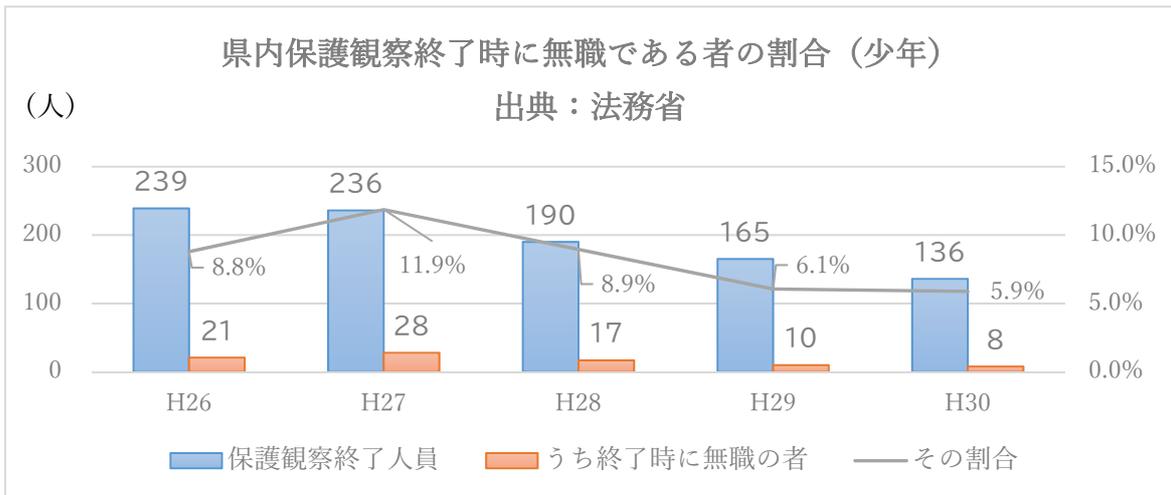
●H27年に大きく減少後、増減を繰り返している。



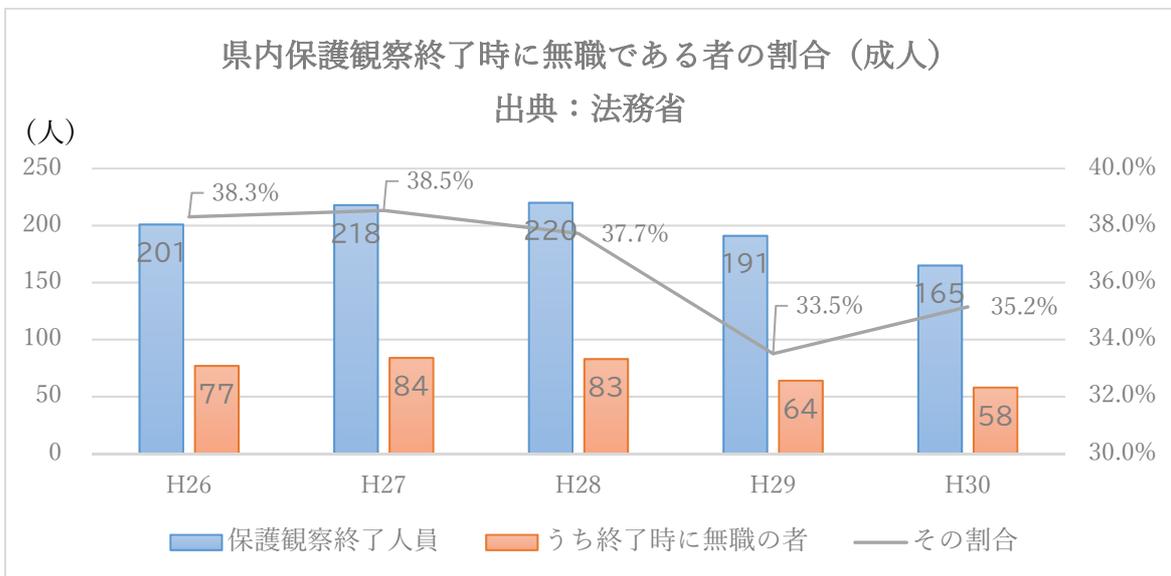
●H27に大きく減少後、H29年に大きく増加し横ばい状態。

2 各課題の状況

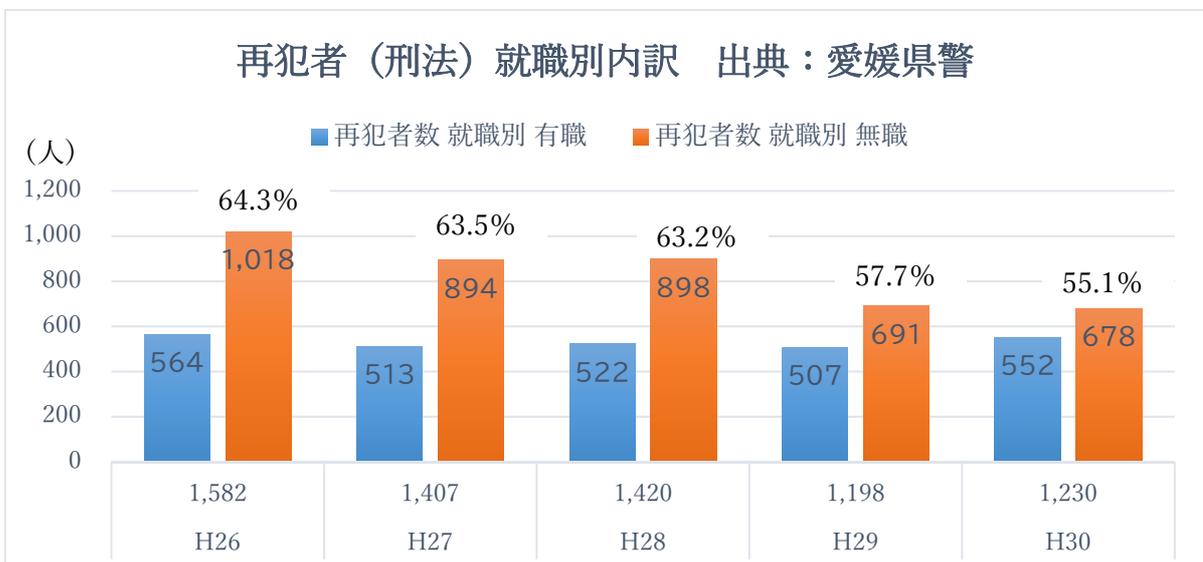
(1) 就労・住居の状況



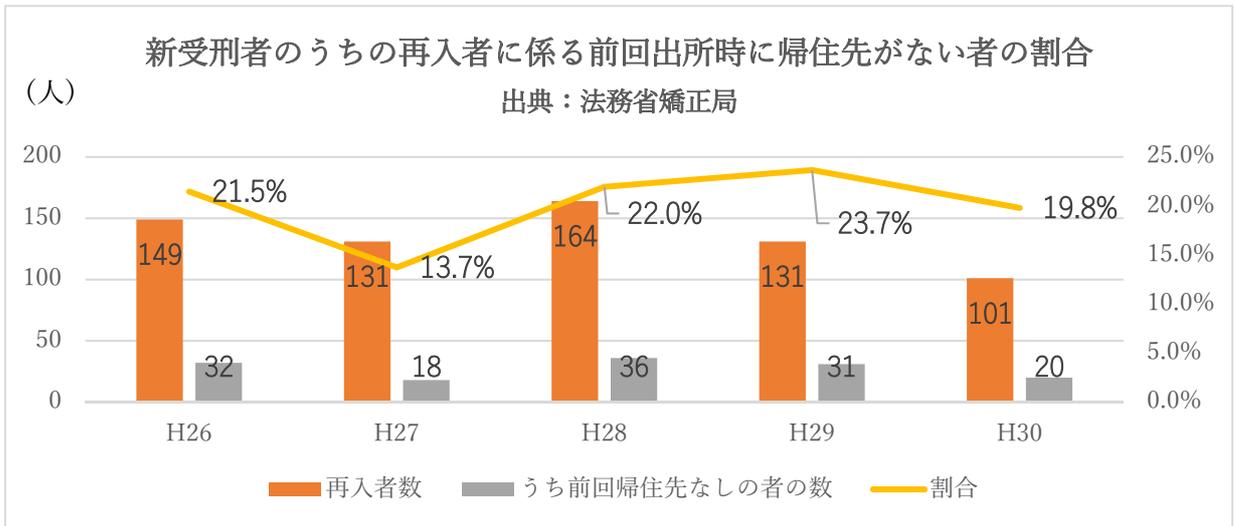
●少年における無職の割合は低い。



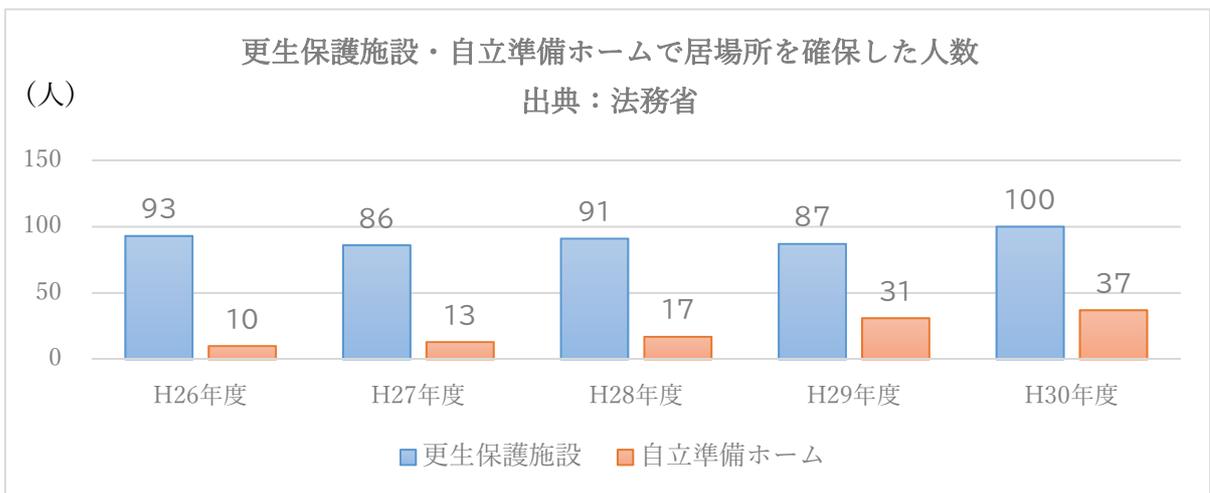
●成人における無職の割合は3割を超えている。



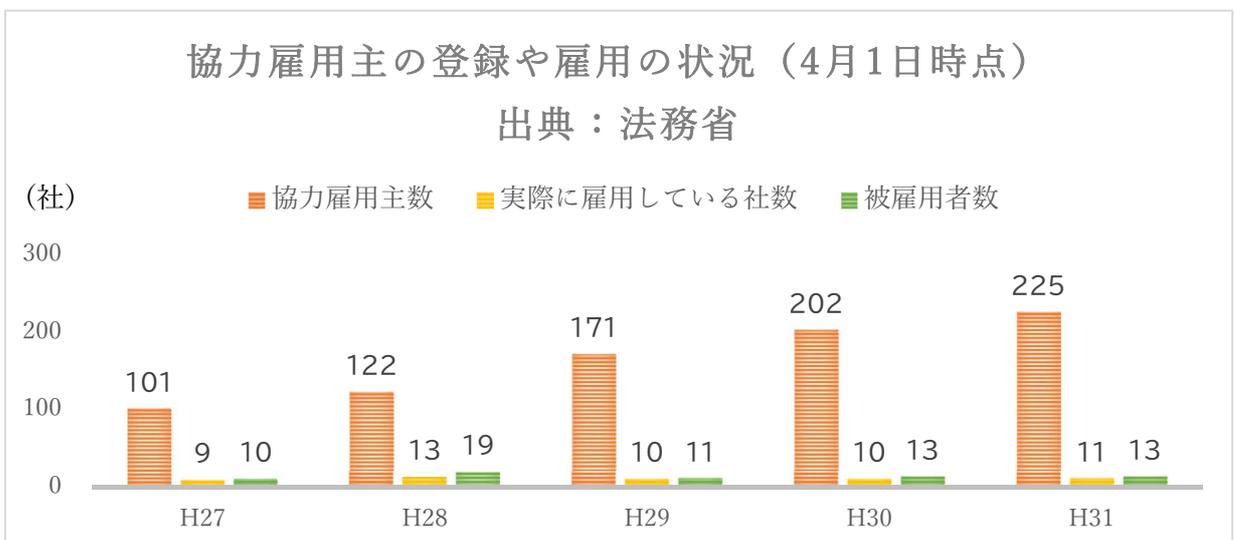
●無職者の数及び割合は減少しているが、半数を超えている。



●過去5年間の割合は、いずれも全国数値よりも低い。(全国：H26年28.3%、H27年28.1%、H28年29.1%、H29年26.2%、H30年23.7%)



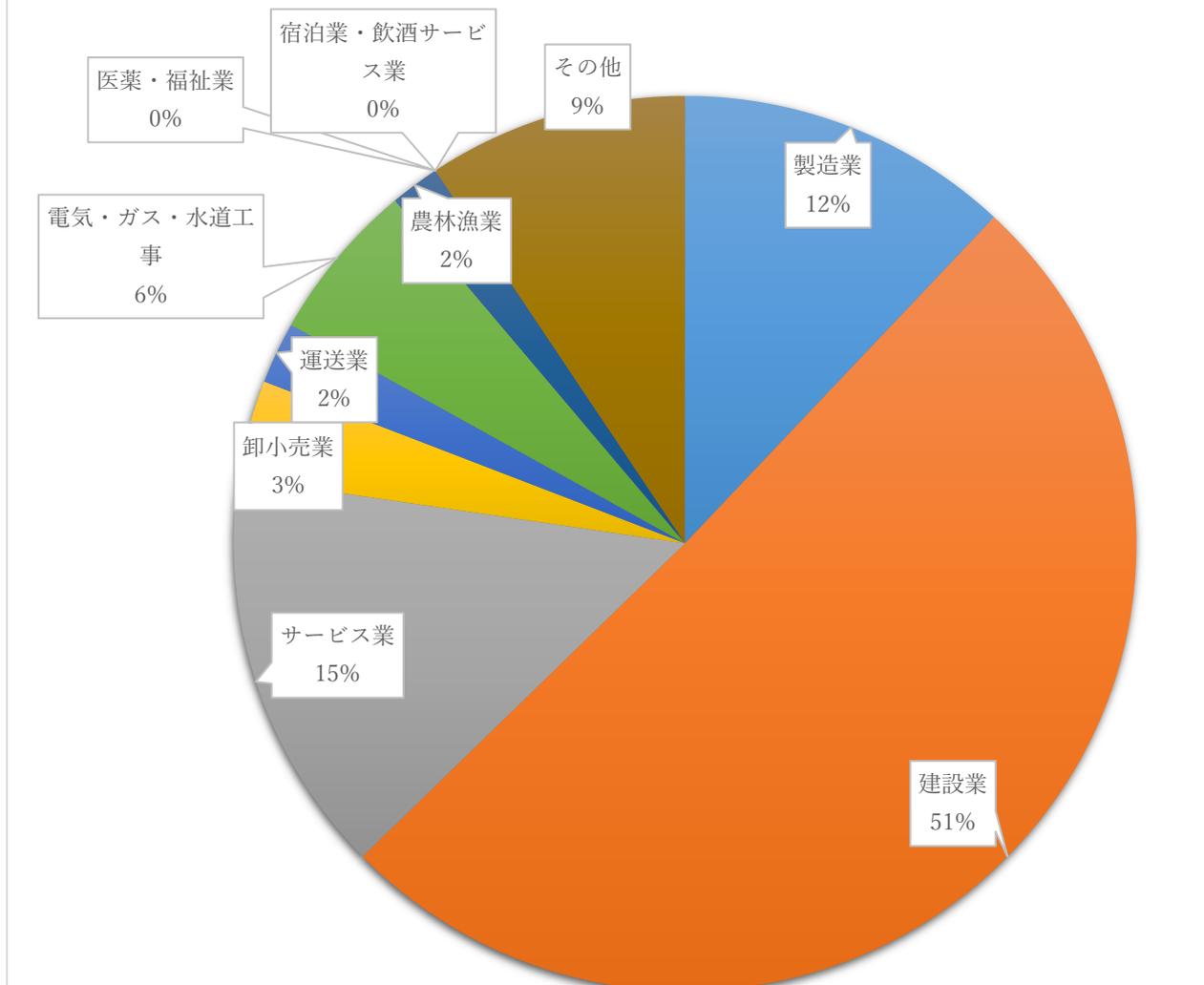
●県内1か所の更生保護施設は定員の関係もありほぼ横ばい。自立準備ホームは登録数の増加により利用者も増加傾向にある。



●登録数は大きく増加しているが、実雇用は低い状態で横ばい。

協力雇用主の業種別内訳（H31.4.1時点 225社）

出典：松山保護観察所



業種	数	構成比
製造業	27	12%
建設業	114	51%
サービス業	33	15%
卸小売業	8	3%
運送業	5	2%
電気・ガス・水道工事	13	6%
農林漁業	4	2%
医薬・福祉業	0	0%
宿泊業・飲酒サービス業	0	0%
その他	21	9%
計	225	100%

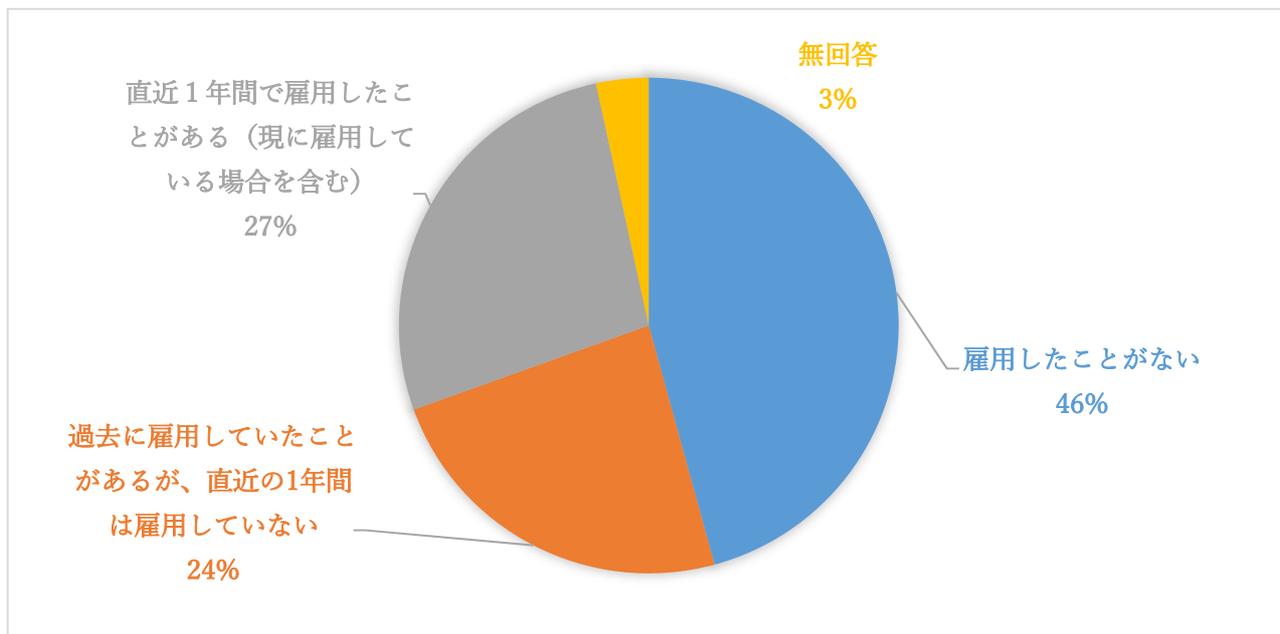
●建設業が過半数を占めている。

協力雇用主としての雇用について

(出典：協力雇用主に対するアンケート調査 令和元年10月 県実施)

調査対象数 74 社、有効回収率 59 社 (80%)

◆犯罪や非行をした人の雇用の経験の有無



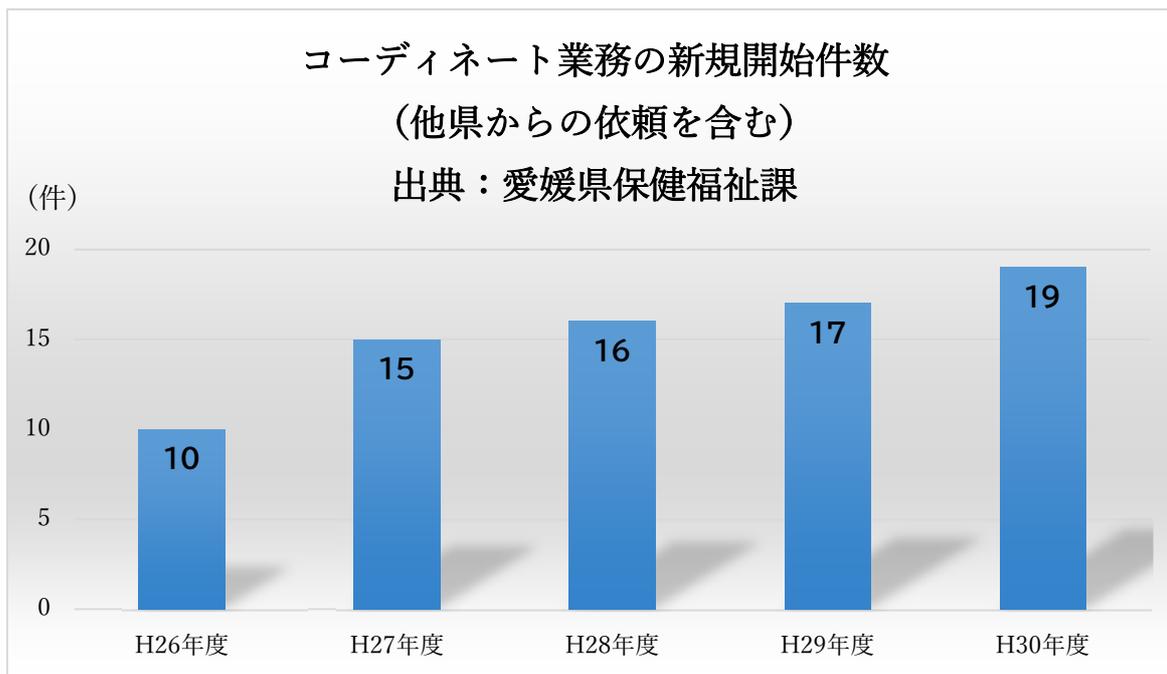
区分	実数	構成比
全体	59	100%
雇用したことがない	27	46%
過去に雇用していたことがあるが、直近の1年間は雇用していない	14	24%
直近1年間で雇用したことがある（現に雇用している場合を含む）	16	27%
無回答	2	3%

◆雇用したことがない理由

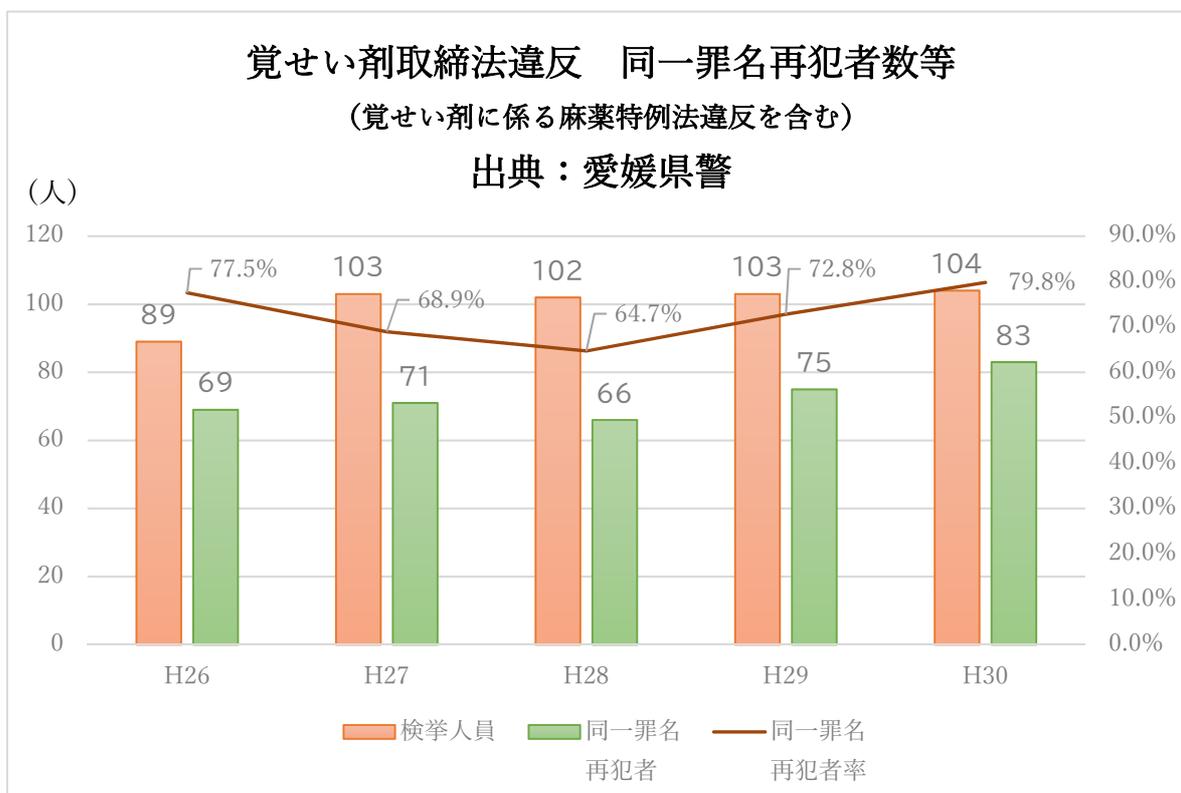


その他記載事例（原文ママ）	
機会が無かったから	
本人の辞退もあった	
雇用契約まで進んだが体調不良で就労不能との本人より連絡があり契約と就労にたどり着けなかった。	
応募なし	

(2) 保健医療・福祉サービスの状況



- 地域生活定着促進事業（コーディネート業務）の新規開始件数は増加傾向にある。



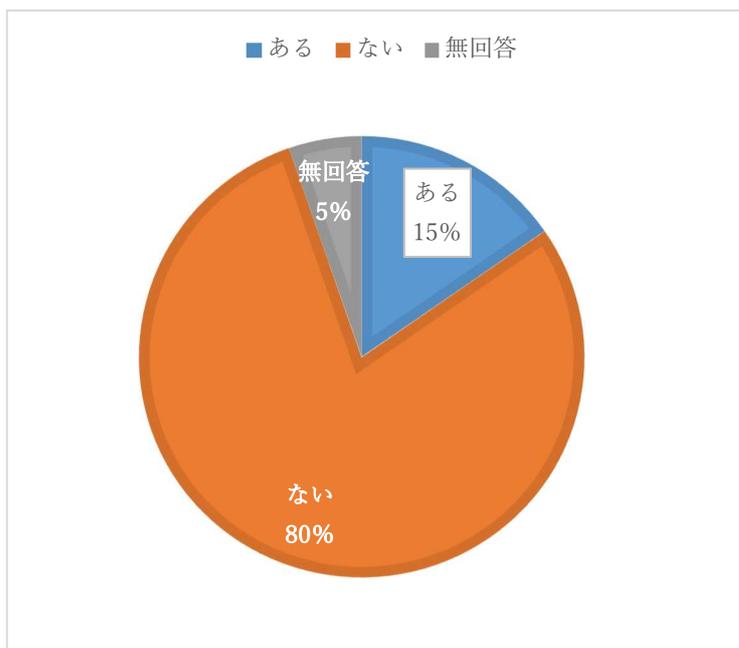
- 再犯者数は増加傾向にあり、再犯者率は高い数値で推移している。

犯罪をした人等の福祉サービスの利用について

(出典：福祉事業所に対するアンケート調査 令和元年9月 県実施)

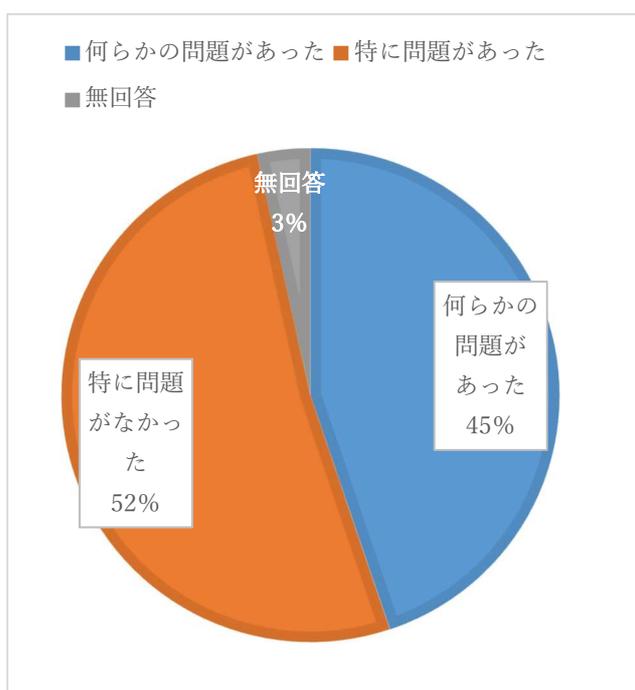
調査対象数 300 か所、有効回収率 189 か所 (63%)

◆犯罪をした人等の受け入れの有無について



	実数	構成比
全体	189	100%
ある	29	15%
ない	150	80%
無回答	10	5%

◆受入後の何らかの問題の有無について



	実数	構成比
全体	29	100%
何らかの問題があった	13	45%
特に問題がなかった	15	52%
無回答	1	3%

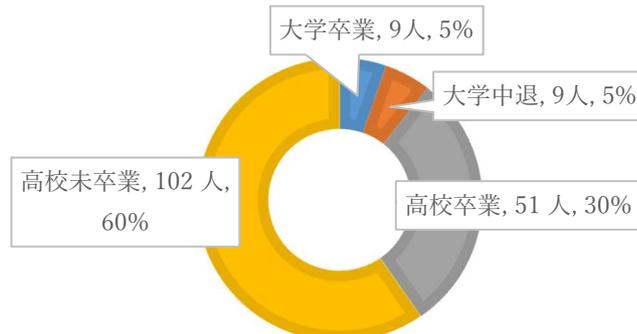
「何らかの問題があった」を選択した人の記述回答事例
暴力的な言葉や利用料の不払いある
窃盗ぐせがあるので、その都度呼び出しがある
再犯がある、特に窃盗と覚せい剤は再犯がよくある。
請求書を持っていくと刺青を見せられ脅された
集団生活における規則の遵守が難しい
家族の協力が得られない
小さな問題は毎日のようにある
無断外泊・外出が多くあり、その時に車両事故を起こしたことがある

◆地域における円滑なサービス利用や継続的なサービス利用には、どのような取組（国、地方公共団体の取組を含む）が必要と思いますか。（自由記述）

主な回答事例（抜粋）
特化したスタッフの養成が必要であり、特化した施設での対応が必要
何かあった時のトラブルを一緒に解決してくれる機関
具体的な説明会の開催
他職種間の連携
支援を行う上で専門的な知識を持つ人材育成が必要
継続的な利用者及びサービス事業者へのフォロー
カウンセラー等の定期的な訪問やケア会議
自立準備ホームの活動や再犯防止の取組成果を多くの人に知ってもらう
地域住民の理解を求めることが必要
出所後、衣食住の生活を確保できる場所が必要
出所後、一定期間は国や地方公共団体の支援が必要
入所施設に対して事前説明と継続的な指導及び支援を行い、施設の職員や入所者に対して抵抗感を無くさせる取組
事業所に任せるのではなく、一緒に関わってサポートしていく体制
福祉事務所、更生保護施設、社協との関わりが必要なため、民間施設よりはセーフティネットである行政の施設での受入及びその体制づくり
地域との連携であり、横のつながりが大事
窃盗症の場合、治療をして再犯の可能性がないというところまで支援する
保護司、社会福祉士を通じて、施設やケアマネジャーへのつながりが大切
サービス利用中の専門機関の巡回や相談支援が必要

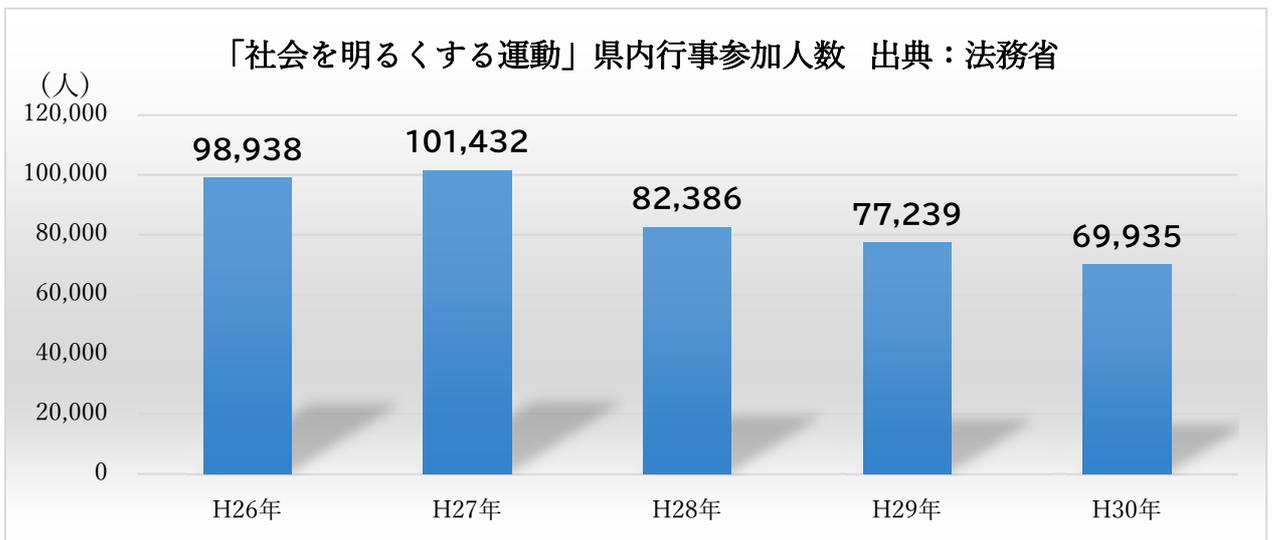
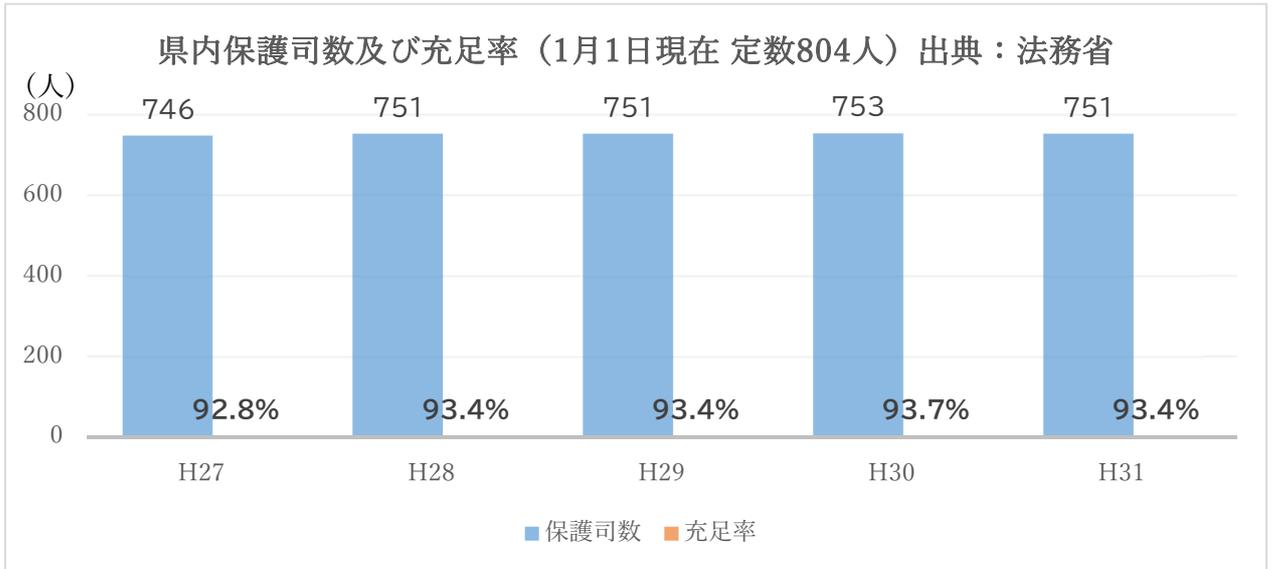
（３）非行防止と修学支援

本県の新受刑者の教育程度(H30年) 出典：法務省矯正局

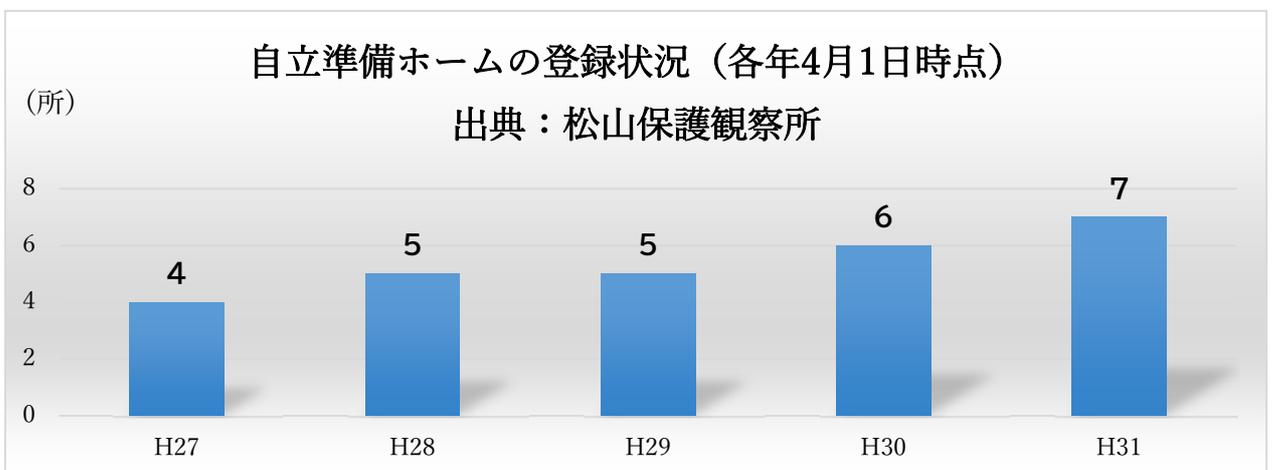


●高校未卒業者が6割を占めている。

(4) 民間協力者



●減少傾向にある。



●増加傾向にある。

- 第1 国・市町・民間団体等との連携強化のための取組
 - 1 国・市町・民間団体等との連携強化
 - 第2 就労・住居の確保のための取組
 - 1 就労の確保
 - 2 住居の確保
 - 第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
 - 1 高齢者又は障がいのある人への支援
 - 2 薬物依存を有する者への支援
 - 第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
 - 1 少年の非行防止等
 - 2 学校等と連携した修学支援
 - 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援のための取組
 - 1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
 - 第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組
 - 1 民間協力者の活動の促進
 - 2 広報・啓発活動の推進
-

第1 国・市町・民間団体等との連携強化のための取組**1 国・市町・民間団体等との連携強化****(1) 現状と課題**

犯罪をした者等の中には、刑事司法手続を終えた後、社会復帰を促進し、再犯を防止するために、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいます。そのためには、国との適切な役割分担のもと、個々の必要性に応じ、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援に円滑につなぎ、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みが必要です。また、複数の支援を必要とする場合もあり、関係機関同士のネットワーク化も必要です。

しかし、地方公共団体が取り組むためには、現状では、犯罪をした者等に対する処遇や、社会復帰を促進するにあたっての知見や情報、支援のノウハウが十分ではありません。

住民に最も身近な市町においては、生活困窮者自立相談支援や地域包括支援など、社会復帰に有効な支援制度があることから、国や県の取組にあわせて、市町の再犯防止に関する取組を促進し、それらの施策との連動を図ることが必要です。

高齢または障がいにより福祉的支援を必要とする矯正施設出所（出院）予定者等に対しては、矯正施設、保護観察所及び県地域生活定着支援センターが連携し、矯正施設収容中から出所（出院）後まで支援を行う「特別調整」を行っていますが、帰住先の確保など、円滑な調整に課題があります。

矯正施設等において更生に係る指導や教育を受けない起訴猶予者等（略式命令等により罰金等の財産刑のみに処せられた者、全部執行猶予判決を言い渡された者等を含む）については、その身柄釈放時に、個々に必要とされる福祉サービス等につないでいく支援（いわゆる入口支援）の必要性が問われています。

犯罪をした者等の前科及び犯罪経歴等は要配慮個人情報として保護されるべき情報であり、保健福祉サービス等の支援が必要な場合でも、犯罪をした者等の意思を確認するなど、支援にあたってその情報の取り扱いに十分留意する必要があります。

(2) 国の取組等

国においては、関係機関や民間団体と連携した就労支援や住居の確保、福祉サービスへのつなぎなど、各種の社会復帰支援のための取組を実施していますが、その指導や支援は原則として刑事司法手続中に限られます。

刑事司法手続を離れた者への支援については、平成 29 年に策定された国の再犯防止推進計画に基づき、各種福祉サービスを所管する地方公共団体に対し、犯罪をした者等の支援に必要な情報の提供や、「再犯防止シンポジウム」の開催等により、国の施策や取組内容等の周知を実施しています。

(3) 県の具体的施策

① 国、民間団体等との連携強化への取組

国、市町、更生保護・福祉・就労等の民間団体及び学識経験者等で構成する「愛媛県再犯防止推進会議」を設置し、包括的な情報共有や意見交換を行い、継続的な連携を図るとともに、県の再犯防止施策や、その進捗状況を検証・評価し、効果的な施策の推進を図ります。

法務省が主催する「再犯防止シンポジウム」や再犯防止に関する各種会議等に参加し、法務省の地方機関等との連携及び情報共有を図ります。

支援が必要であるにもかかわらず、本人の理解不足等により支援につながっていない者など、犯罪をした者等が孤立することなく、刑事司法関係機関から円滑に地域社会において必要な支援機関につながれ、社会復帰を支援するため、既存の支援を充実させるとともに、国、地方公共団体、関係機関、民間協力者等の地域ネットワークの構築等を行い、全ての支援対象者及びその家族等に対する一元的な相談体制の整備を図ります。

② 市町と連携した施策の推進

市町における再犯防止に関する意識の醸成、理解促進を図るとともに、再犯防止に資する取組を促進し、各種施策の有機的な連携を図るため、全市町の再犯防止担当部署が参加する連絡会議等を開催し、必要な情報提供を行います。また、居住支援、保健医療・福祉サービス分野等における個別事業での市町向け会議等において、再犯防止の観点からの支援の必要性を周知します。

市町の状況に応じた施策の策定や実施に向けた基盤となる市町再犯防止推進計画の策定を支援します。

再犯防止について、県民における理解を図り、犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進していくため、市町と連携して啓発に取り組みます。

第 2 就労・住居の確保のための取組

1 就労の確保

(1) 現状と課題

法務省の統計によると、刑務所再入所者に占める無職者の割合は 7 割を超えており、また、有職者と無職者の再犯率を比較すると、無職者は有職者の約 3 倍高くなっており、不安定な就労が再犯のリスクの要因となっています。

犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を図るうえで、就労は、生活の糧を得るとともに生活のリズムを整えることができ、生活基盤が安定することから、就労の確

保は重要ですが、刑務所出所者等の求職における困難や、本人の就労にあたっての基本的マナーや生活管理能力等の不足により、職場定着が困難である場合などが多くあります。

矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携して刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施する「刑務所出所者等総合的就労支援対策」について、平成30年度の本県内の支援対象者数は133人で、そのうち就職した者は47人となっており、その割合は35.3%で、今後も更なる就労の支援が必要な状況にあります。

(全国数値45.8%) (出典：法務省)

県内の協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主)の登録数は、平成31年4月1日現在で225社です。そのうち、実際に刑務所出所者等を雇用しているのは11社で、雇用されている出所者等数は13人です。

県が、調査同意のあった県内協力雇用主74社に対して、令和元年10月に実施したアンケート調査(有効回答数59社)によると、雇用実績のない協力雇用主は27社(46%)あり、雇用したことがない理由として一番多かったのは、「登録後、保護観察所等から連絡がなかったから」(52%)となっています。また、対象者の雇用に向けて関係機関等に求める内容としては、「保護観察所からの積極的な雇用依頼」(24社)、「対象者への生活指導の強化」(24社)、「対象者への社会常識・ビジネスマナーの付与」(23社)の意見が上位となっています。

(2) 国の取組等

国においては、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定。以下「平成26年宣言」という。)に基づき、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んでいます。

コレワークにおいては、全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理しており、事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設を紹介しています。また、県内の事業主からの相談にも対応しています。

松山刑務所においては、矯正処遇における「作業」の一つである職業訓練として、情報処理技術科、ビジネススキル科、介護福祉科、農業科、建設く体工事科など(西条刑務支所(女子のみ)は、ビジネススキル科、介護福祉科のみ)を設けているほか、出所後の円滑な就労に向けて、刑務所内でのハローワーク職員の駐在や会社説明会(就活プロジェクト)など行っています。

松山学園においては、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるための職業指導を実施するとともに、在院中にハローワークと連携して職業相談・職業紹介、求人情報の提供等の就労支援を実施しています。

また、更生保護施設「愛媛県更生保護会」においては、入所者に対し、求職情報の提供や就職に向けた指導、協力雇用主の活用等に取り組んでいます。

(3) 県の具体的施策

① 就労に必要な基礎知識や技能等の習得

県が実施している職業訓練の受講をする場合、松山保護観察所等関係機関と連携して支援を行います。

県立産業技術専門校においては、就職のために必要な技能と知識の習得に向けた訓練を実施し、早期の就労に結び付けるための支援を行います。また、一定の要件を満たす障がい者である訓練受講者に対して、訓練手当を支給します。

② 就職や職場定着に向けた相談・支援の取組

県や市が実施している生活困窮者自立相談支援窓口等の周知に努めるほか、法務省の委託事業である「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、犯罪や非行をした者で就労支援を希望する者について、個々の特性や実情に応じた就労ができるよう、関係機関と協力して、各種就労支援事業へのコーディネートを行い、就労後の生活安定に向けたフォローアップを含めた立ち直り支援を行います。

生活困窮の状態にある支援対象者については、個々の自立に向けた支援プランを作成し、就労への段階的な支援を実施し、就労に向け準備が必要な場合は、就労準備支援事業により、日常生活習慣の改善等の支援を行います。

若年者のためのワンストップセンターであるジョブカフェ愛 work（県若年者就職支援センター）において、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーによる個別相談を実施します。また、東予地方局及び南予地方局にランチを設置し出張相談を行います。

えひめ若者サポートステーションの利用を紹介し、相談員による個別相談や臨床心理士による心理カウンセリングのほか、各種セミナーへの参加、職場体験等のジョブトレーニング等を通じて、職業意識の涵養などを行い、就労に向けた支援につなげていきます。東予（新居浜）に常設サテライトを設置するほか、他の地域においても定期的に出張相談を行います。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動により、非行少年の就職や就労継続に向けた支援を行います。

農林水産業における新規就業者の掘り起こしから就業促進、定着に関する事業について、社会復帰支援ネットワーク等を通じて、犯罪をした者等の就労を支援する機関等に情報提供し、就労機会の拡大を図ります。

暴力団対策アドバイザー及び担当係が、県暴力追放推進センター等と連携し、社会復帰支援を行う「暴力団離脱・ワークサポート協議会」を開催し、協賛企業出席の下、受け入れ態勢を整えます。

③ 協力雇用主の確保等

松山保護観察所や特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構と連携し、県内事業者等に対し、協力雇用主制度や、コレワークの仕組みの周知に協力します。

公共調達において、その公正な運用や成果物の品質確保等に留意しながら、協力雇用主の受注機会の増大を図るなど、協力雇用主の社会的評価の向上に努めます。

④ 事業者の更生保護活動に対する支援

協力雇用主をはじめ、事業者による犯罪をした者等の職業体験や雇用など、更生保護活動への支援を促します。

協力雇用主による雇用が円滑に実施されるよう、コレワーク等と協力し、研修会を開催します。

⑤ 福祉的な支援が必要な人に対する就労支援

支援対象者が障がい特性を有する場合、県地域生活定着支援センターと連携し、県下6つの福祉圏域に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、就職を希望する障がい者や在職中の障がい者に対し、就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行

います。(国：就業支援、県：生活支援)

また、一般就労に向けて知識・能力の向上を図る就労移行支援事業所、雇用契約に基づき最低賃金を保障する就労継続支援 A 型事業所や、雇用契約を結ばず就労の機会を提供する就労継続支援 B 型事業所等の利用による福祉的就労につなげていきます。

⑥ 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保

生活困窮者の就労準備支援事業等において、基本的なコミュニケーション能力の形成や就労体験、ビジネスマナーの講習など、一般就労に向けた技法や知識の修得を支援します。

松山保護観察所など関係機関等と連携し、福祉的支援が必要な人の受け皿として、一般就労をすることが難しい人とそうでない人が共に働く社会的企業（ソーシャルファーム）の活用を検討します。

⑦ 保護観察対象者の雇用

再犯防止に対する意識啓発や協力雇用主の拡大及び雇用の促進を図るため、松山保護観察所など更生保護に係る機関・団体等と連携し、民間企業等への就労につなげていく取組として、個人情報取り扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用することを検討します。

2 住居の確保

(1) 現状と課題

地域社会において健全な社会生活を送るために、適切な帰住先の確保は必要不可欠ですが、平成 30 年における新受刑者のうち、犯罪時に愛媛県内に居住していた再入所者が 101 人おり、そのうち 20 名は、前回刑務所出所時において帰住先が確保されないまま出所しています。また、帰住先が確保された人の中にも、受刑者等の生活環境の調整や親族等のもとに帰住できない者がおり、更生保護施設や自立準備ホームなどの一時的な居場所に頼らざるを得ない実態があります。

更生保護施設は、県内には 1 施設（定員 20 人）がありますが、高齢者・障がいのある人など自立に困難を伴う入所者が増加しており、入所者に対応した処遇が必要とされています。また、退所後の適当な住居の確保や生活面の安定が課題とされています。

安定した就労の確保には、併せて住居の確保が必要ですが、県内協力雇用主に対し実施したアンケートでは、住居の確保にあたり問題になることは、矯正施設出所者等は、経済基盤が安定していないため、入居に必要な契約諸経費、家財購入費などを自分で払えないことが最も多くなっています。

高齢者又は障がいのある人で適当な帰住先が確保されていない矯正施設の退所者等は、生活困窮による再犯リスクが高いことから、県では、支援対象者の円滑な社会復帰及び再犯防止に資することを目的に、平成 22 年に県地域生活定着支援センターを開設し、対象者の住居の確保や生活の安定を支援しています。しかし、更生保護施設や福祉施設等に空きがない場合、居住に係る保証人が確保できない場合など、速やかに住居が確保できない場合があり、受け皿となる居住場所の更なる確保が必要となっています。

県内の自治体（公営住宅の事業主体）の中には、公営住宅の入居にあたり保証人の確保を必須としているところもあることから、保証人の確保が困難な入居希望者について、保証人が確保できないことにより入居できない事態が生じないようにする必要があります。

県では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、住宅セーフティネット法という。）に規定された住宅確保要配慮者について、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、愛媛県居住支援協議会等において、保護観察対象者等の受け入れを可能とする登録民間住宅の普及を図っているところ

です。

また、矯正施設出所者について、国からは、低額所得者に該当する場合は公営住宅への優先入居の対象に該当する旨の通知が発出されていますが、住宅確保要配慮者の中には、犯罪被害者等も含まれており、今後、保護観察対象者等の優先入居については、被害者等への心情に十分配慮した取扱いを検討していく必要があります。

(2) 国の取組等

国においては、平成 26 年宣言等に基づき、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（適当な住居がない犯罪をした者等を受け入れるためあらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を実施しています。

なお、同取組の一つとして、令和元年 10 月から、満期釈放が見込まれ、帰住先が確保されていない受刑者について、刑事施設と保護観察所が連携し、刑事施設在所中から更生保護施設等への受け入れを事前調整する「四国ポータルプラン」を試行しています。

(3) 県の具体的施策

① 地域社会における定住先確保、社会復帰のための支援

犯罪行為を起因に離職等により、住宅を失った又はそのおそれの高い者に対し、生活困窮者自立支援制度により、一定の要件の下、家賃相当の住居確保給付金の支給を行うほか、住居を持たない者に対しては、市町と連携し、一時生活支援事業により、県下全域を対象として、一定期間の宿泊場所や衣食の提供を行います。また、必要に応じて、生活保護制度の住宅扶助を活用します。

愛媛県就労支援事業者機構等と連携し、借り上げ住居等で働くことのできる就労先の確保に向けて、経済団体等への働きかけを行います。また、社員住宅を備えた「協力雇用主」の増加に取り組むことにより、安定した住居のもと就労できる就労先の確保に努めます。

関係機関と協働し、帰住先がないまま矯正施設の出所が見込まれる非行少年の受け皿として自立援助ホームの活用を検討します。

② 賃貸住宅の供給促進

愛媛県居住支援協議会に参画する市町及び関係団体等の再犯防止に対する理解と協力を促進し、支援対象者への住居の確保を図ります。

愛媛県居住支援協議会と連携し、住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項に規定する、保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及を促進します。また、当該登録情報を県民に広く提供するとともに、住宅相談や家賃債務保証等を行う居住支援法人の登録を増やし、安定した住居の確保につなげます。

犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に該当する者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、民間の賃貸住宅や空き家を住宅セーフティネットとして活用することについて検討を進めます。

③ 公営住宅への受け入れ

県営住宅においては、公営住宅制度の趣旨を踏まえ、住宅に困窮する低額所得者が保証人を確保できないために入居ができないといった事態が生じないように対応していることから、市町においても、同様な対応を要請していきます。

国において、公営住宅の事業主体（市町等）に対する継続的支援として、必要な助言、（本人の同意に基づく）保護観察対象者等の個人情報の提供のほか、事業主体からの相談に応じることや事業主体からの相談を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うこととしていることから、今後、これらの状況を見極めて、松山保護観察所など関係機関と連携しながら、県営住宅への支援対象者の優先入居について検討していきます。

④ 一時的な居場所の確保

自立準備ホーム制度について、県のホームページに掲載するなど、必要な情報発信を行い、制度の周知や登録数の増加につながるよう協力します。

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

1 高齢者又は障がいのある人への支援

(1) 現状と課題

平成25年から平成29年の間の新受刑者（犯行時の居住地が本県であった者）について、総数1,246人のうち、高齢者（65歳以上）の人数は196人でその割合（高齢者率）は15.7%でした。全国で、11番目に高い数値となっています。（出典：法務省）

本県において、平成30年中の刑法犯検挙人員2,401人中、高齢者（65歳以上）は613人で、そのうち342人（55.8%）が再犯者で、近年、高齢者の再犯者が5割を超える状況が続いています。また、罪種別内訳では、窃盗が約8割を占めています。（出典：警察本部）

また、国の再犯防止推進計画では、高齢者が、出所後2年以内に刑事施設に再び入所する割合は全世代の中で最も高いことや、出所後5年以内に再び刑事施設に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6ヶ月未満という極めて短期間で再犯に至っている点及び知的障がいのある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短い点が指摘されています。

高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ適当な帰住先が確保されていない矯正施設出所（出院）予定者については、県地域生活定着支援センターにおいて、特別調整等による支援が実施されていますが、一方では、本人が支援を希望しない場合もあり、必要な福祉サービスにつながらないまま出所する者もいます。

高齢者や障がいのある人については、その心身の状況や生活環境等を社会福祉士等の専門職が適切にアセスメントし、必要な支援をコーディネートすることで、より自立に向けて安定した生活を実現できる可能性が高まることから、支援を希望しない者、保健医療・福祉サービスについて情報を持っていない者や要介護認定・障がい者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等が孤立することなく、必要な福祉サービス等につながるよう、関係機関との連携体制の充実・強化が課題です。

県内福祉事業所を対象に、本県が令和元年8月に実施したアンケート調査では、犯罪をした者等の受け入れが困難な理由について、施設の人員体制だけでなく、職員、利用者及びその家族の不安等が想定されるという回答もあり、円滑な受け入れや福祉事業所の協力促進のためには、職員を含め、県民の再犯防止に関する理解促進のほか、受け入れにあたっての職員研修、受け入れ後の施設へのフォローアップなどが求められています。（189事業者回答/300事業者抽出）

(2) 国の取組等

矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある人等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設及び更生保護施設に社会福祉士資格を有する福祉専門職員の配置を行っているほか、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センターが連携し、必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。

松山地方検察庁においては、高齢、障がいなどにより福祉的支援が必要で、支援

を行うことが適当と判断される人のうち、更生緊急保護の手続によることが相当と認められる人については、保護観察所と連携した対応をとり、同手続によることができないときは、社会福祉士から助言を受けるなどして、地域の福祉サービスにつなげる取組（入口支援）を実施しています。

（3）県の具体的施策

① 福祉的支援の実施体制の充実

県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ適当な帰住先が確保されていない矯正施設退所予定者が、円滑に地域の福祉サービスを受けることができるよう、受け入れ施設等の調整や対象者及び当該施設等へのフォローアップなど実施するとともに、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関等との連携推進を図りながら、取組の充実強化を図ります。

地域において、必要な保健医療・福祉サービスを適切に利用でき、支援対象者を孤立させることなく、立ち直りを支援していくことができるよう、市町、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の職員や民生・児童委員等への研修や意見交換会等を実施し、支援対象者の社会参加や地域での居場所づくりの促進に向けたネットワークづくりに努めます。

社会福祉施設等の職員を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催するなど、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。

法務省の委託事業である「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、刑事司法関係機関や民間団体等の協力のもと、社会福祉施設等の職員を含めた地域会議等を実施し、更生支援に係る福祉関係機関のネットワークの構築を図ります。

県地域福祉支援計画の作成においては、再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした者等のうち、高齢者又は障がいのある人が再び罪を繰り返さないためには、必要な支援につながることを重要である旨盛り込むとともに、市町が策定する地域福祉計画に再犯防止の観点を位置付けるよう助言や情報提供を行います。

② 保健医療・福祉サービスの提供

地域の保健医療・福祉サービスの利用促進に向け、法令等に基づく各種サービスが円滑に実施されるよう制度を運営します。また、高齢者や障がいのある人が、矯正施設出所に向け、福祉サービス利用のための要介護認定や障害支援区分の認定、障がい者手帳取得の手続き等が円滑に行えるよう、矯正施設等の取組に協力します。

支援が必要であるにもかかわらず、本人の理解不足等により支援につながっていない者など、犯罪をした者等が孤立することなく、刑事司法関係機関から円滑に地域社会において必要な支援機関につながれ、社会復帰を支援するため、既存の支援を充実させるとともに、国、地方公共団体、関係機関、民間協力者等の地域ネットワークの構築等を行い、全ての支援対象者及びその家族等に対する一元的な相談体制の整備を図ります。（再掲）

2 薬物依存を有する者への支援

（1）現状と課題

全国の覚せい剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人を超え、高い水準で推移しています。また、覚せい剤取締法違反の2年以内の再入率は、平成29年の全出所受刑者数6,160人のうちの1,061人で17.2%（出典：法務省）となっており、他の罪名と比べて高くなっています。

平成29年の本県における薬物犯罪の検挙人員は117人で、うち覚せい剤取締法による検挙人員が最も多く102人です。（出典：県薬物依存症対策推進計画）

平成 30 年度の本県における薬物事犯保護観察対象者数は 46 人（全国 8,419 人）で、うち保健医療機関等による治療・支援を受けた人数は 4 人（全国 527 人）であり、その割合は 8.7%でした。（出典：法務省）

薬物事犯者は、薬物依存症の患者でもある場合が多いことから、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援の継続が必要ですが、刑事司法手続終了後も途切れることのない支援につなげることが困難な実態があります。

平成 29 年 6 月 30 日午前 0 時時点の本県における薬物依存症による在院患者数は、覚せい剤が 11 人、アルコール、覚せい剤以外の物質によるものが 10 人です。また、2018 年 3 月末時点の本県における通院患者は、覚せい剤後遺症等患者が 62 人、薬物依存等患者が 89 人です。（出典：県薬物依存症対策推進計画）

刑の一部執行猶予制度の導入により、刑事施設内だけでなく、地域社会において、薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれています。

県内保健所（県及び松山市）においては、薬物依存に関する相談を受けています。また、依存症相談拠点である心と体の健康センターでは、相談に加え、講話や体験発表などを取り入れた家族教室の開催や、保護観察中のケースについては、本人希望のうえ保護観察所からの連絡により、面接相談を実施しています。

県内でも専門性を有した医師が担当する入院医療が行われており、薬物依存症者に対する集団認知行動療法（SMARPP：物質使用障がい治療プログラム）など依存症治療に特化した特別な治療プログラムが用いられています。しかし、専門医療機関や専門医は不足している状況にあります。本人やその親族等が地域において相談支援を受けられることに加え、治療や支援等を行う保健・医療機関の整備を図り、関係機関との連携を行うことが必要となっています。

民間支援団体として、自助グループや回復支援施設等がありますが、その活動場所が松山市に集中し、数も限られているため、関係者への支援や活動場所の確保が必要です。

県では、「愛媛県薬物依存症対策推進計画」を策定し、薬物依存症を本人だけでなく、社会全体の問題としてとらえ、市町や医療機関、民間支援団体など関係機関と連携しながら、予防から患者の社会復帰に至るまでの各種施策に取り組んでいます。

（2）国の取組等

国においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」（平成 28 年 7 月 12 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、依存症回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備しています。

松山刑務所において「薬物依存離脱指導」を、松山学園において「薬物非行防止指導」を、また、松山保護観察所においては、社会内における指導として「薬物再乱用防止プログラム」を実施しています。

（3）県の具体的施策

① 薬物依存症に関する広報・相談支援の充実

薬物依存症に関する相談窓口や治療可能な医療機関、民間の回復支援施設等について、警察、検察庁、裁判所、弁護士会、矯正施設及び更生保護関係機関・団体を通じて周知し、薬物依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。

薬物乱用に伴うリスクに関する知識や、薬物依存症は精神疾患であり、適切な治療と支援により十分回復できるという認識を深めるため、専門職員による薬物乱用防止教室の開催等を通じた普及・啓発に努めます。

② 治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実

薬物依存症の当事者が、その居住する地域に関わらず、適切な医療を受けられるよう、専門医療機関及び治療拠点機関の選定に努めるなど、医療の提供体制を整備し、関係機関とのネットワーク化を図ります。

自立支援医療（精神通院医療）制度に基づき、薬物依存からの回復のために通院医療を受ける際に必要な通院・往診・デイケア・訪問看護・薬代等の医療費について、所得に応じた負担軽減を行います。

③ 関係機関・団体等の連携強化

松山保護観察所が主催する地域連絡協議会に参画するなど、心と体の健康センター、保健所及び矯正施設等の関係機関との連絡調整を強化し、刑事司法手続を終了する薬物依存症者への継続的な地域での支援について検討します。

地域において、相談から治療、回復支援に関係する機関の情報共有と連携の促進を図ることにより、薬物依存症を有している者とその家族が、適切な支援を受けることができる体制を構築します。

薬物依存症が回復する病気であること等について、薬物依存症者の理解を促進し、回復の維持、就労や復職における必要な支援を行うとともに、地域における医療や保健、福祉、自助グループ、回復支援施設等の関係機関につなげるなど、状況に応じた連携を図ることで孤立を防ぎます。

自助グループを含む民間支援団体との連携を推進し、その活動を支援します。

第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

1 少年の非行防止等

(1) 現状と課題

本県における平成30年の少年の検挙補導人員（刑法）は、339人であり、戦後最小となりました。しかし、犯罪少年（刑法）における再犯者の割合は平成30年で38.9%（全国平均35.5%）となり、ここ最近では全国平均を上回る状態が続いています。

また、非行少年に占める触法少年（14歳未満）の割合は、平成30年で29.6%（全国21.4%）であり、年によっては全国平均を大幅に上回るなど、低年齢の非行が特徴に挙げられます。

このほか、平成30年の非行率（少年人口千人当たりの検挙補導人員（刑法））は、2.01で、全国平均の1.92を上回っています。（出典：警察本部「少年非行の概況」）

次代を担う青少年の健全育成を図るには、少年を取り巻く環境が変化している中、非行の未然防止や早期対応の充実を図るとともに、非行の繰り返しを防ぐため、非行をした少年等に対する施策の充実が求められています。

(2) 国の取組等

松山少年鑑別所では、「松山法務少年支援センター」として、地域社会における非行等や、思春期における行動理解に関する知識等を活かし、少年や保護者など個人からの相談に応じているほか、児童相談所、学校・教育機関、青少年の健全育成に関わる関係機関・団体等と連携を図りながら、地域社会における非行・犯罪の防止活動や青少年の健全育成に関する活動支援等を行っています。

(3) 県の具体的施策

① 学校における適切な教育・指導の実施

スクールカウンセラーやハートなんでも相談員を小中学校へ配置し、非行等の未

然防止や早期発見を行い、地域と学校との連携や学校の相談体制の整備を支援します。

スクールライフアドバイザーを県立高校等に配置し、生徒や保護者、教員に対する相談活動を充実させるとともに、地域と学校との連携や学校等の相談体制の整備を支援します。また、非行防止教室を実施し、問題行動の未然防止に努めます。

薬物の乱用による危険性・有害性や、薬物に手を染めないための意識啓発など、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を行うため、学校や地域のイベントや講習会に職員（講師）を派遣します。

県青少年育成協議会による各種啓発事業や会合等を通じて、各団体等と連携し、青少年の非行防止と健全育成を支援します。

児童生徒全般に関する相談窓口による相談や、24 時間体制でいじめや不登校の相談に応じる従来の電話や電子メールに加え、SNS など新しい情報交換ツールを活用した相談体制の構築など、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアを行う体制を整備します。

学校からの要請により、警察職員やスクールサポーターを講師派遣し、非行防止教室を開催します。また、少年警察ボランティア等と連携し、非行防止や健全育成を目的とした児童生徒等に対する社会奉仕体験活動を実施します。

② 地域における少年の立ち直り支援

青少年に関する相談窓口を総合的に整理した情報を県ホームページに掲載するとともに、機会をとらえて周知します。

保護処分により児童自立支援施設等に送致された児童については、「児童の最善の利益のために」を基本理念として、施設・職員による「子どもの自立支援」、「保護者・家庭の支援」、「地域社会支援」を行います。

また、児童自立支援施設退所後に高校進学などで児童が不利益を被らないよう、施設内学校はもとより、出身学校（原籍校）や関係機関と連携しながら支援します。

民間団体等との協働により、規範意識・社会性・コミュニケーション能力の向上を目指した社会奉仕活動や農業体験など、多様な体験活動を実施します。特に継続した補導が必要と認められる少年については、体験活動への参加促進や学習支援を含めた継続補導を実施します。このほか、松山法務少年支援センターと連携し、支援の充実を図ります。

「すべての子どもを社会全体で育む」ことを基本理念として、非行少年についても、児童相談所や少年サポートセンター等において、再非行の防止の観点を含めた非行の未然防止のための相談・支援ができるよう、松山法務少年支援センター等との連携を図りながら、関係職員や地域の青少年健全育成に関わっている民間協力者等の知識、対応力の向上に努めます。

2 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状と課題

犯罪時の居住地が本県で、平成 30 年に刑事施設に入所した 171 人のうち、高等学校未卒業者は 102 人で、その割合は約 6 割となっています。（出典：法務省）

非行等に至る過程で、又は非行を原因として高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 36.8%、入所受刑者の 24.6%が高等学校を中退している状況にあります。（国再犯防止推進計画）

復学又は進学を希望しても、その大半が希望を果たせていない状況にあります。また、学校との接点を無くしている少年や、学校不適応の事案については、少年院を出院した後に、本人が進学復学の手段を調べることは困難です。このため、再び学ぶための機会を増やすことや、進学のための学習も含めた修学支援や、そのサポート体制の構築が必要とされています。

(2) 国の取組等

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等の支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供（修学支援ハンドブック配布等）、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sisters Movementの略。非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施しています。

(3) 県の具体的施策

① 学校や地域における学び直しのための支援

高等学校等を中退した人が再び高等学校等で学び直す場合、支給要件に基づき、授業料の支援を行います。

生活困窮者自立支援制度の若者学習サポート事業により、高校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりを支援します。

自立援助ホームに入居中で高校中退等により学校教育が中断している非行少年については、社会で自立していく上での修学の重要性についての理解を促し、通信制高等学校等への入学などにより再び学ぶための支援を行います。また、その際の高等学校の入学金や授業料等の修学経費の一部を支弁します。

中途退学した生徒に対し、その後の再修学に関する情報提供を行います。

② 少年院や保護観察所等と連携した取組の検討

少年院在院者等の円滑な社会復帰に向けて、松山学園など関係機関が処遇・指導等の一環として行う読書に関する取組について、同機関の求めに応じ、公立図書館との連携などを検討します。

少年院を出院する者に対する、地域における学習ボランティアや、復学・進学の手段などの情報提供を行います。

少年院在院中又は出院後に復学する者等について、矯正施設、保護観察所と学校関係者との連携を密にし、ケース検討会を実施するなど、円滑な学びの継続を図ります。

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援のための取組

1 犯罪をした者等の特性に応じた支援

(1) 現状と課題

性犯罪について、平成30年の本県の認知件数は、強制性交等が7件、強制わいせつが43件です。（出典：警察本部）新たな性犯罪加害者を生まないため、性犯罪者の再犯防止対策の強化を含め、加害行為の未然防止を図ることが課題とされています。

ストーカーやDVなど人身安全関連事案について、平成30年の本県の認知件数は、ストーカー事案が154件、DV事案が521件です。（出典：警察本部）

県警察本部において、ストーカー加害者等に対する精神医学的治療の推進に取り組んでいますが、治療に伴う費用の支出が受診の妨げになっている状況です。

平成 30 年の暴力団構成員等の検挙件数は 220 件です。県内の暴力団員の構成員等の総数は約 360 人（平成 30 年 12 月末現在）（出典：警察本部）で、減少傾向にあります。暴力団関係者等は、国の再犯防止推進計画において、再犯のリスクが高い者とされています。

こうした犯罪を行う者等については、自己の行動や考え方に問題があることを認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を対象者自らが考えていけるように専門的な支援が必要です。

また、犯罪や非行の内容に加えて、犯罪をした者等一人一人の家庭環境、経歴、心身の状況、交友関係、経済的な状況などを把握したうえで、適切な指導や支援につなげることが重要です。そのためには、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実や、刑事司法関係機関等との情報共有を図り、特性に応じた指導・支援等を一貫的・継続的に実施していくことが必要です。

（２）国の取組等

国においては、「再犯防止に向けた総合対策」（平成 24 年 7 月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障がい等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図っています。

また、刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化や、社会福祉士の協力を得て福祉支援につなげるなど、適切なアセスメントの実施も図っています。

（３）県の具体的施策

保護処分の審判を受けた触法少年については、特性に応じて、法務少年支援センターや保健・医療機関等の関係機関とも協働し、少年自らの行動改善に向けた気づきを促す支援を行います。

13 歳未満の子どもに対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした矯正施設出所者については、出所後の所在を確認し、本人の同意の下、面談を実施し、必要に応じて関係機関・団体等の支援に結び付けるなど、再犯防止に向けた措置の充実に努めます。

保護観察所とストーカー加害者の保護観察処分実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出等によるストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。また、ストーカー規制法により、加害者への警告や禁止命令等を行うほか、医療機関等によるカウンセリング等への受診の働きかけを行い、心理学的なアプローチを推進します。

暴力団対策アドバイザー及び担当係が、県暴力追放推進センター等と連携し、暴力団からの離脱支援を推進し、暴力団離脱・ワークサポート協議会を開催するなど社会復帰支援を行い、暴力団離脱者の社会の受け皿を構築していきます。

少年サポートセンターを中心に、学校等での非行防止教室を行い、早期の段階から規範意識の醸成を行うとともに、非行少年の特性に応じ、自己の生活の振り返りと行動改善に向けた社会奉仕活動、農作業体験、料理体験等の体験活動等の機会を通じて、非行少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を通じた立ち直り支援を実施します。

非行のある少年等の立ち直りを目的とした、松山保護観察所や松山学園等の社会貢献活動の実施に協力します。

第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

1 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

本県における再犯防止の推進にあたっては、地域において、犯罪や非行をした者等の社会復帰支援や、犯罪や非行を防止するための活動などを行っている保護司や更生保護会女性連盟、BBS連盟（Big Brothers and Sisters movement）等の更生保護ボランティアのほか、矯正を支える「篤志面接委員」や「教誨師」、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援等に取り組む警察少年サポーターなど、多くの民間ボランティアの方々に支えられています。

また、更生保護法人が運営する更生保護施設においては、地域とともに行う自発的な居場所づくりや、生活・就労指導等により、地域社会における息の長い支援につながる取組を進めています。

* 保護司

- ・平成31年1月1日現在 保護司委嘱者数:751人
(県内の定数804人。充足率は93.4%(全国数値90.0%))
- ・更生保護サポートセンター:県内12か所(保護区の全てに設置)
- ・保護観察官とともに、保護観察、生活環境の調整及び犯罪予防活動等を行いますが、その平均年齢は65.2歳であり、高齢化と後継の適任者確保が課題となっています。(出典:松山保護観察所)

* 愛媛県更生保護女性連盟

- ・平成31年4月1日現在会員数:4,476人
- ・更生保護施設へのサポート活動、子育て支援活動など、幅広い活動を展開し、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の立ち直りを支援するボランティア団体
- ・会員の安定確保が課題です。(出典:松山保護観察所)

* 愛媛県BBS連盟

- ・平成30年4月1日現在会員数:87人
- ・様々な問題を抱える少年に対し、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるように支援し、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。(出典:松山保護観察所)

* 篤志面接委員

- ・矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。

* 教誨師

- ・矯正施設在所者の希望に基づき、宗教上の儀式行為及び教誨を行うボランティア。

* 更生保護法人更生保護会

- ・更生保護法人が運営する更生保護施設は、帰住先のない犯罪をした者等に対して、宿泊場所や食事の提供だけでなく、保護している期間に生活相談、就労の支援、社会生活に適応させるための指導を行う施設です。全国に103施設あり、県内には、松山市内に1施設(愛媛県更生保護会)あります。

* 更生保護法人愛媛県保護観察協会

- ・保護司、更生保護女性連保護司、更生保護女性連盟、BBS連盟、更生保護施設など、更生保護関係団体の活動資金の助成や更生保護に係る広報活動等を実施しており、民間団体の円滑な活動を支えています。

*** 自立準備ホーム**

- ・保護観察所においてあらかじめ登録されたNPO法人等が委託を受け実施している、矯正施設出所者等が、自立に向けて一時的に住むことができる宿泊場所で、県内に数か所あります。

*** 協力雇用主**

- ・県内の協力雇用主は、平成31年4月1日現在で、保護観察所に225社登録されています。求職者の多様なニーズに対応するため、幅広い業種における登録の促進が求められます。

(2) 国の取組等

国においては、民間ボランティアの活動促進を図るため、各種研修会の開催や広報の充実、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供のほか、保護司の活動拠点としての更生保護サポートセンターの設置の推進を図ってきました。

また、矯正施設の工事の調達について、協力雇用主の刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施しており、協力雇用主に対する社会的評価を高めるための取組を行っています。

(3) 県の具体的施策

① 民間ボランティアの活動に係る支援

保護司の人材確保を支援するため、松山保護観察所と連携し、県職員の退職者説明会等においてパンフレットを配布するなどの取組を行います。

民間協力者の活動を支援していくため、県更生保護女性連盟の活動に対し助成を行います。

社会復帰するにあたり役立つと思われる就労、修学、福祉等に関する相談窓口や指導・支援内容に応じた専門機関・制度等の情報を整理し、リーフレット等を作成し、保護司をはじめ、更生保護関係団体等に配布し、地域における立ち直り支援活動を支援します。

刑の一部執行猶予制度の施行に伴い、保護司が担当する薬物事犯者保護観察対象者が多くなることが想定されるため、保護司や更生保護法人等が行う研修会等において、薬物関連問題に関する情報提供や、要請に応じ、薬物乱用防止対策に関する研修を行います。

公共調達において、その公正な運用や成果物の品質確保等に留意しながら、協力雇用主の受注機会の増大を図るなど、協力雇用主の社会的評価の向上に努めます。
(再掲)

② 更生保護活動者に対する顕彰

功績のあった少年補導委員や保護司に対して知事感謝状を贈呈します。

民間協力者（保護司、更生保護女性会員、BBS、協力雇用主、自立準備ホーム等）による再犯の防止等に関する活動を広く普及促進するため、松山保護観察所等の更生保護に係る関係機関・団体の協力の下、更生保護ボランティア活動等で、顕著な功績のあった者や、就労を通して立ち直り支援を行うなどの善行があり、他の模範となる者に対し表彰を行うことを検討します。

2 広報・啓発活動の推進

(1) 現状と課題

法務省が主唱する、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを目指す「社会を明るくする運動」が例年7月に実施されており、県内においても、街頭啓発や講演等の普及啓発活動や非行防止教室等が実施されています。この“社会を明るくする運動”に関連した行事への参加者数について、平成30年の県内参加者は延べ69,935人でした。これは過去5年間で一番少ない数値となっており、再犯防止の推進には、県民の理解と協力が不可欠であることから、さらに県民の関心を高めることが必要とされています。

また、今後、社会復帰を支援する民間協力者や地域の理解を図っていくためには、住民に最も身近な市町において、再犯防止に関する認識と理解が深まることも必要です。

(2) 国の取組等

国においては、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

また、再犯防止推進法第6条において、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を「再犯防止啓発月間」とする旨定めています。

“社会を明るくする運動”の一環として、松山刑務所及び西条刑務支所が実施している「矯正展」は、松山学園及び松山少年鑑別所との共催により行われ、刑務作業製品の展示・即売のほか、地方公共団体や地域団体等も出展する恒例の催事となっています。

(3) 県の具体的施策

① 広報・啓発活動の推進

7月の「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間において「青少年の非行・被害防止全国強調月間」との連携も検討しながら、県の広報媒体等を活用した広報・啓発に取り組みます。また、再犯防止について、県民における理解を図り、犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進していくため、市町と連携して啓発に取り組みます。

出所後の社会復帰に向けた国の取組や更生保護の役割等について、県民の理解が促進されるよう、矯正施設や更生保護法人が実施する施設見学会や地域との交流事業等への参画、県民への広報について協力します。

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすため、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、人権啓発イベント等において啓発を行います。

市町の再犯防止担当者への研修会や、支援関係機関等も含めた県内地方局単位の地域別会議等を実施し、再犯防止の理解や取組促進に向けた研修を実施します。

県警ホームページ、リーフレット等を活用した非行少年を生まない社会づくりの広報や、少年の立ち直り支援活動の周知を行います。

1 推進体制

学識経験者、刑事司法関係機関、更生保護、福祉、雇用等民間団体等で構成する「愛媛県再犯防止推進会議」において、関係者による情報交換・情報共有を通じて、再犯防止関係機関同士の連携を図りながら再犯防止のための取組を進めます。

庁内関係課等で構成する「社会復帰支援による再犯防止連絡調整会議」において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、「愛媛県再犯防止推進会議」との連携を図りながら、効果的、効率的な施策の推進を図ります。

地域別再犯防止推進会議や研修会等の開催により、市町との連携や、支援関係機関等の、相互に顔の見える関係を構築し、地域社会での円滑な支援につなげていきます。

2 進行管理

「愛媛県再犯防止推進計画」の推進にあたっては、「愛媛県再犯防止推進会議」において、進捗状況の評価・検証、課題の検討等を行います。また、本計画については、社会情勢の変化や国の政策の展開状況等を勘案し、適宜、計画の見直しを行います。

再犯の防止等に関する施策の指標について

第1 再犯の防止等に関する施策の成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組みを進め、達成状況を検証します。

刑法犯検挙人員中の再犯者数の減少	
(※基準値から毎年対前年比で5%ずつの減少を見込む)	
基準値	1,230人(平成30年・2018年)
	↓
目標値	950人(令和5年・2023年)
	(参考:過去実績) 1,646人(平成25年・2013年)

第2 再犯の防止等に関する取組みの動向を把握のための参考指標

再犯の防止等に関する重点課題における取組みの動向を把握するため、次の指標を参考指標とします。

1 国・市町・民間団体等との連携強化のための取組

(1) 県再犯防止推進会議の開催実績

基準値(出典:県民生活課 令和元年度)

開催実績	3回
------	----

(2) 再犯防止に係る地域ネットワークづくりに係る会合等の参加人数

基準値(出典:県民生活課 令和元年度)

参加人数(市町研修会及び地域別推進会議)	269人
----------------------	------

2 就労・住居の確保のための取組

(1) 協力雇用主数、実際に支援対象者を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている支援対象者数

基準値(出典:法務省統計 平成31年4月1日現在)

協力雇用主数	225社
実際に支援対象者を雇用している協力雇用主数	11社
協力雇用主に雇用されている支援対象者数	13人

(2) 保護観察終了時(1号及び2号)に無職である者の数及びその割合

基準値(出典:法務省統計 平成30年)

保護観察終了人員	136人
保護観察終了時に無職である者の数	8人
上記の割合	5.9%

(3) 保護観察終了時(3号及び4号)に無職である者の数及びその割合

基準値(出典:法務省統計 平成30年)

保護観察終了人員	165人
保護観察終了時に無職である者の数	58人
上記の割合	35.2%

(4) 更生保護施設や自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

基準値(出典:法務省統計 平成30年度)

更生保護施設	100人
自立準備ホーム	37人

(5) 県内の事業主からのコレワーク利用件数

基準値(出典:法務省矯正局調べ平成28年11月から令和元年12月末まで)

相談を受け、施設情報を提供した件数	15件
-------------------	-----

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 県地域生活定着支援センターの支援により調整を行った者の数

基準値(出典:愛媛県保健福祉課統計 平成30年度)

コーディネート業務を終了した者の数 (帰住地への受入れ調整)	16人
フォローアップ業務を終了した者の数 (受入先施設や本人等への支援)	11人

(2) 刑法犯検挙人員における再犯者のうち高齢者の数及びその割合

基準値(出典:愛媛県警統計 平成30年)

刑法犯検挙人員	2,401人
上欄のうち再犯者数	1,230人
上欄のうち高齢者数	342人
上欄の割合	27.8%

(3) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

基準値(出典:法務省統計 平成29年度)

薬物事犯保護観察対象者数	58人
保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数	4人
上記の割合	6.9%

4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

(1) 犯罪少年検挙人員(刑法)における再犯者数及びその割合

基準値(出典:愛媛県警統計 平成30年)

犯罪少年検挙人員(刑法)	234人
上欄のうち再犯者の数	91人
上欄の割合	38.9%

(2) 県内の少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時復学・進学決定した者の数

基準値(出典:法務省統計 平成30年)

復学・進学決定者	1人
----------	----

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 保護司数及び保護司充足率

基準値(出典:法務省統計 平成31年1月1日現在)

保護司数	751人
保護司充足率	93.4%
保護司定数	804人

(2) 社会を明るくする運動の行事参加人数

基準値(出典:法務省統計 平成30年)

行事参加人数	69,935人
--------	---------

施策体系

重点課題	基本的な方向性		具体的な取組
第1 国・市 町・民間 団体等 との連 携強化	1 国・市 町・民 間団体 等との 連携強 化	①国、民間団体等との連携強化への取組	ア 関係機関等で構成する県再犯防止推進会議の設置と施策の検証・評価等
			イ 法務省主催会議等への参加及び法務省地方機関等との連携及び情報共有の促進
			ウ 出所者のほか起訴猶予者等も含めた一元的な相談体制の整備
		②市町と連携した施策の推進	ア 市町向け連絡会議等の開催による情報提供や支援の必要性の理解促進
			イ 市町再犯防止推進計画の策定促進に向けた支援
			ウ 市町と連携した啓発活動
第2 就労・住 居の確 保	1 就労の 確保	①就労に必要な基礎知識や技能等の習得	ア 刑事司法関係機関と連携した県職業訓練受講支援
			イ 県の職業訓練に係る支援
		②就職や職場定着に向けた相談・支援の取組	ア 生活困窮者自立支援制度の周知及び各種就労支援事業へのコーディネート等
			イ 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援等による生活改善支援
			ウ ジョブカフェ愛 WORK による若年者支援
			エ えひめ若者サポートステーションによる職業意識の涵養等
			オ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動
			カ 第一次産業への就労機会の拡大
			キ 暴力団離脱者への社会復帰支援
		③協力雇用主の確保等	ア 関係機関と連携した協力雇用主制度等の周知
			イ 協力雇用主の社会的評価の向上
		④事業者の更生保護活動に対する支援	ア 職場体験や雇用などの更生保護活動への支援
			イ コレワーク等と連携した研修会の開催
		⑤福祉的な支援が必要な人に対する就労支援	ア 障害者就業・生活支援センターにおける自立支援
	イ 福祉的就労への支援		
	⑥一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保	ア 一般就労に向けた知識等習得支援	
		イ 社会的企業（ソーシャルファーム）の活用の検討	
	⑦保護観察対象者の雇用	ア 民間企業等への就労につなげるための県会計年度任用職員としての雇用の検討	
		2 住居の 確保	①地域社会における定住先確保、社会復帰のための支援
	イ 居住施設を備えた協力雇用主の拡大		
	ウ 非行少年への自立援助ホームの活用		
	②賃貸住宅の供給促進		ア 居住支援協議会を通じた市町や関係団体等への協力促進
イ 居住支援協議会と連携した民間賃借住宅登録制度の普及			
ウ 住宅セーフティネットとしての空き家等の活用検討			
③公営住宅への受け入れ	ア 低所得者への配慮に対する市町への働きかけ		
	イ 国の動向を見極めた県営住宅への支援対象者の優先入居の検討		
④一時的な居場所の確保	ア 自立準備ホーム制度の周知への協力		
第3 保健医 療・福祉 サービ スの利 用促進	1 高齢者 又は障 がいの ある人 への支 援	①福祉的支援の実施体制の充実	ア 地域生活定着支援センターの取組の充実強化
			イ 研修や意見交換会等による多機関の地域ネットワークづくり
			ウ 福祉施設職員等を対象とした矯正施設見学会等の開催
			エ 地域会議等の実施
			オ 地域福祉支援計画との連携
		②保健医療・福祉サ	ア 矯正施設等と連携した福祉サービスのための手続きの

		一ビスの提供	円滑な実施 イ 出所者のほか起訴猶予者等も含めた一元的な相談体制の整備（再掲）		
	2 薬物依存を有する者への支援	①薬物依存症に関する広報・相談支援の充実	ア 相談窓口等の周知		
			イ 薬物乱用に係るリスクや正しい知識等の普及啓発		
		②治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実	ア 医療提供体制の整備とネットワーク化の促進		
			イ 自立支援医療による負担軽減		
		③関係機関・団体等の連携強化	ア 関係機関等との連携強化		
			イ 対象者と家族への支援体制の構築		
			ウ 正しい理解の促進と対象者の孤立の防止		
			エ 民間支援団体との連携と活動支援		
第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等	1 非行の防止	①学校における適切な教育・指導の実施	ア 専門相談員の配置による相談体制の整備		
			イ 相談活動の充実と非行防止教室による問題行動の未然防止		
			ウ 薬物乱用防止教室の実施		
			エ 県青少年育成協議会と各団体との連携強化		
			オ 新たな情報通信手段を活用した相談体制の構築		
			カ 非行防止教室や少年警察ボランティアと連携した社会活動の実施		
					ア 青少年に関する相談窓口の周知
			イ 児童自立支援施設等送致児童への支援		
			ウ 民間団体や松山法務少年支援センターと連携した支援の充実		
			エ 民間協力者の知識や対応力の向上に向けた支援		
		2 学校等と連携した修学支援	①学校や地域における学び直しのための支援	ア 高校等中退者の学び直しに係る授業料の支援	
				イ 若者学習サポートによる学習機会の提供及び居場所づくり	
				ウ 自立援助ホーム入居中の非行少年の学び直しの支援	
				エ 中途退学者への再修学の情報提供	
	オ 読書に関する取組についての関係機関連携の検討				
	②少年院や保護観察所等と連携した取り組みの検討	イ 地域の学習ボランティア等の情報提供			
		ウ 関係機関と連携した学びの継続の支援			
			ア 保護処分を受けた触法少年への専門機関と連携した支援		
第5 犯罪をした者等の特に応じた効果的な支援	1 特性に応じた効果的な支援	①特性に応じた効果的な支援	イ 子どもへの暴力的性犯罪者の再犯防止支援		
			ウ ストーカー加害者への措置及びカウンセリング等への助言		
			エ 暴力団員の社会復帰への支援		
			オ 非行少年の社会奉仕体験活動等による立ち直り支援		
			カ 国機関等の社会貢献活動への協力		
					ア 県職員退職者説明会での保護司パンフレットの配布等
					イ 県更生保護女性連盟への助成
		ウ 支援者リストの作成及び配布			
		エ 保護司等の研修会での薬物乱用防止に係る研修の実施			
		オ 協力雇用主の社会的評価の向上（再掲）			
第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	1 民間協力者の活動の促進	①民間ボランティアの活動に係る支援	ア 民間協力者への知事感謝状贈呈		
			イ 新たな表彰制度の検討		
	2 広報・啓発活動の推進	①広報・啓発活動の推進	ア 社会を明るくする運動での広報・啓発活動		
			イ 県民の理解促進に向けた国機関等と連携した交流事業等への協力		
			ウ 人権啓発イベントでの啓発活動		
			エ 市町向け研修会や地域別会議等による理解や取組の促進		
			オ 非行少年を生まない社会づくりの広報や立ち直り支援活動の周知		